

身体及び知的障がい者（児）の方への
福祉ハンドブック



海老名市
住みたい 住み続けたいまち



※ 海老名市では、こころのバリアフリーの一環として「障害」を「障がい」にひらがな表記としております。

「ともに認め合うまち・海老名宣言」制定の経緯

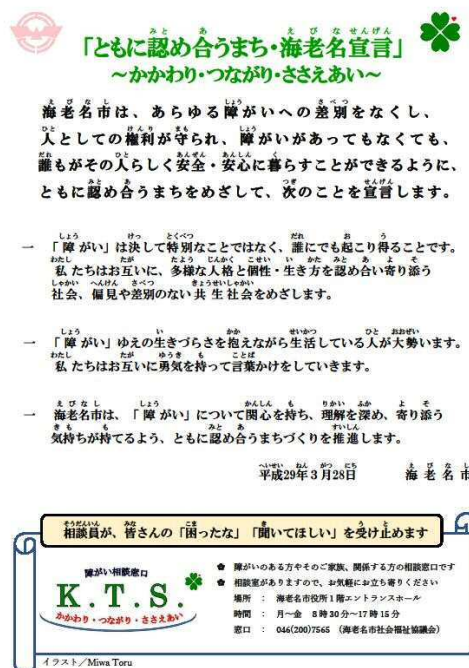
海老名市では、平成15年度から障がいについて正しく理解し、誰もが安心してその人らしく暮らせるまちづくりをめざした普及啓発活動として「海老名市こころのバリアフリー事業」を実行委員会を組織して取り組んでいます。

その中、平成28年7月26日に障がい者支援施設「神奈川県立津久井やまゆり園」にて、障がい者に対する偏見や差別的思考に基づく凄惨な殺傷事件が起きました。

人としての尊厳が軽んじられ、尊い命が奪われたことに対する深い悲しみと共に、障がいへの差別をなくすための活動の強化を再認識し、市では、平成29年3月に、「ともに認め合うまち・海老名宣言」を策定しました。

この宣言は、障がいのあらゆる差別をなくし、人々が互いに認め合い、支えあうことの大切さを市民と共有することを目的としています。

- 「ともに認め合うまち・海老名宣言」（毛筆版）は、市役所1階南側入り口の壁に掲示しています。
- リーフレットは障がい福祉課窓口、障がい相談窓口「K.T.S.」等で配布しています。
- 「海老名市こころのバリアフリー事業」は、講演会活動やキャンペーン活動など、年間を通して実施しています。



「ともに認め合うまち・海老名宣言」
～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、次のことを宣言します。

- 一 「障がい」は決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私たちはお互いに、多様な人格と個性・生き方を認め合い寄り添う社会、偏見や差別のない共生社会をめざします。
- 一 「障がい」ゆえの生きづらさを抱えながら生活している方が大勢います。私たちはお互いに勇気を持って言葉かけをしていきます。
- 一 海老名市は、「障がい」について関心を持ち、理解を深め、寄り添う気持ちを持つよう、ともに認め合うまちづくりを推進します。

平成29年3月28日 海老名市

相談員が、皆さんの「困ったな」「聞いてほしい」を受け止めます

K.T.S.

障がい相談窓口

- 障がいのある方やそのご家族、関係する方の相談窓口です
- 相談室がありますので、お気軽にお立ち寄りください

場所：海老名市役所1階エントランスホール
時間：月～金 9時30分～17時15分
窓口：044(200)7566（海老名市社会福祉協議会）

イラスト/Miwa Toru



「ともに認め合うまち・海老名宣言」
～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、宣言します。

こころのバリアフリー実行委員会
海老名市



「ともに認め合うまち・海老名宣言」

～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、次のことを宣言します。

- 一 「障がい」は決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私たちはお互いに、多様な人格と個性・生き方を認め合い寄り添う社会、偏見や差別のない共生社会をめざします。
- 一 「障がい」ゆえの生きづらさを抱えながら生活している人が大勢います。私たちはお互いに勇気を持って言葉かけをしていきます。
- 一 海老名市は、「障がい」について関心を持ち、理解を深め、寄り添う気持ちが持てるよう、ともに認め合うまちづくりを推進します。

平成 29 年 3 月 28 日

海 老 名 市



メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

申請・届出・証明発行の事前入力のご案内（スマート窓口）

~~~~~

スマートフォン、パソコン、タブレット等でスマート窓口にアクセスし、氏名、住所などの情報を事前に入力すると、窓口での受付時にその情報が反映されるので手書きの手間が省略できます。

※スマート窓口で事前入力しただけでは手続きは完了いたしません。必ず発行される QR コードをお持ちの上窓口にご来庁ください。



（スマート窓口）

※本ハンドブックでは、スマート窓口に対応している手続きに《スマート窓口》と記載しております。

# 《 目 次 》

## 1. 相談窓口

|                            |           |       |   |
|----------------------------|-----------|-------|---|
| ① 海老名市役所 障がい福祉課            | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 1 |
| ② 厚木保健福祉事務所                | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 1 |
| ③ 厚木児童相談所                  | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 1 |
| ④ 神奈川県立総合療育相談センター          | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 1 |
| ⑤ 障がい児者相談窓口                | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 2 |
| ⑥ 民生委員・児童委員（主任児童委員）        | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 2 |
| ⑦ 海老名市社会福祉協議会              | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 3 |
| ⑧ 海老名あんしんセンター              | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 3 |
| ⑨ えびな成年後見・総合相談センター         | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 3 |
| ⑩ 神奈川県社会福祉協議会              | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 3 |
| ⑪ かながわ福祉サービス運営適正化委員会       | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 3 |
| ⑫ 障害者就業・生活支援センター（ぽむ）       | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 4 |
| ⑬ 海老名消費生活センター              | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 4 |
| ⑭ えびなこどもセンター               | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 4 |
| ⑮ 教育支援センター                 | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 4 |
| ⑯ 海老名市健康推進課                | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 4 |
| ⑰ びなウェル（Ebina Wellness）    | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 4 |
| ⑱ えびな24時間健康相談ダイヤル          | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 5 |
| ⑲ 神奈川県ライトセンター              | [ 身 ]     | _____ | 5 |
| ⑳ 神奈川県聴覚障害者福祉センター          | [ 身 ]     | _____ | 5 |
| ㉑ 神奈川県盲ろう者支援センター           | [ 身 ]     | _____ | 5 |
| ㉒ F A X 1 1 0 番、メール1 1 0 番 | [ 身 ]     | _____ | 6 |
| ㉓ F A X 1 1 9              | [ 身 ]     | _____ | 6 |
| ㉔ N E T 1 1 9              | [ 身 ]     | _____ | 6 |
| ㉕ 横浜いのちの電話F A X相談          | [ 身 ]     | _____ | 6 |
| ㉖ F A Xによる税務相談             | [ 身 ]     | _____ | 6 |

## 2. 手帳

|           |       |       |   |
|-----------|-------|-------|---|
| ① 身体障害者手帳 | [ 身 ] | _____ | 7 |
| ② 療育手帳    | [ 知 ] | _____ | 7 |

## 3. 療育相談・支援・訓練

|                        |           |       |   |
|------------------------|-----------|-------|---|
| ① 早期療育事業・巡回リハビリテーション事業 | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 8 |
| ② 障がい者リハビリテーション事業      | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 8 |
| ③ 中高生デイサービス事業          | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 8 |

## 4. 障がい児のための施設

|            |           |       |   |
|------------|-----------|-------|---|
| ① 身体障がい児施設 | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 9 |
| ② 知的障がい児施設 | [ 知 ]     | _____ | 9 |

## 5. 障がい児者のサービス

|                      |           |       |    |
|----------------------|-----------|-------|----|
| ① 障がい福祉サービス等について     | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 10 |
| ② 「介護給付」、「訓練等給付」について | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 11 |
| ③ 障がい支援区分について        | [ 身 ・ 知 ] | _____ | 12 |

# 《 目 次 》

|                           |           |      |    |
|---------------------------|-----------|------|----|
| ④ 支給決定までの流れ               | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 13 |
| ⑤ 障がい者の利用者負担              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 14 |
| ⑥ 海老名市地域生活支援事業について        | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 15 |
| <b>6. 医療</b>              |           |      |    |
| ① 障がい者医療費の助成              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 17 |
| ② 自立支援医療（更生医療・育成医療）       | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 18 |
| ③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度         | [ 身 ]     | ———— | 18 |
| ④ 神奈川県特定医療費(指定難病)医療費給付制度  | [ 身 ]     | ———— | 18 |
| ⑤ 特定疾病療養受領証               | [ 身 ]     | ———— | 18 |
| ⑥ 障がい児者歯科診療               | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 19 |
| <b>7. 手当・年金等</b>          |           |      |    |
| ① 神奈川県在宅重度障害者等手当          | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 20 |
| ② 海老名市障がい者福祉手当            | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 21 |
| ③ 障害基礎年金                  | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 21 |
| ④ 障害厚生共済年金・障害者手当金（一時金）    | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 22 |
| ⑤ 特別障害給付金                 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 22 |
| ⑥ 特別障害者手当                 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 23 |
| ⑦ 障害児福祉手当                 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 24 |
| ⑧ 特別児童扶養手当                | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 24 |
| ⑨ 児童扶養手当                  | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 25 |
| ⑩ 心身障害者扶養共済制度             | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 25 |
| ⑪ 傷病補償年金・障がい補償給付          | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 26 |
| <b>8. 補装具・日常生活用具などの給付</b> |           |      |    |
| ① 補装具の交付・修理               | [ 身 ]     | ———— | 27 |
| ② 日常生活用具の給付               | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 28 |
| ③ 補助犬の給付                  | [ 身 ]     | ———— | 30 |
| ④ 訓練用家庭器具の交付              | [ 身 ]     | ———— | 30 |
| ⑤ 車いすの貸与                  | [ 身 ]     | ———— | 30 |
| ⑥ 電話ファックス設置費助成            | [ 身 ]     | ———— | 30 |
| <b>9. 在宅サービス</b>          |           |      |    |
| ① 手話通訳者・要約筆記者の派遣          | [ 身 ]     | ———— | 31 |
| ② 電話リレーサービス               | [ 身 ]     | ———— | 31 |
| ③ 訪問入浴サービス                | [ 身 ]     | ———— | 31 |
| ④ 配食サービス                  | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 31 |
| ⑤ 緊急通報事業                  | [ 身 ]     | ———— | 32 |
| ⑥ レスパイトサービス               | [ 知 ]     | ———— | 32 |
| <b>10. 職業</b>             |           |      |    |
| ① 職業相談                    | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 33 |
| ② 職業訓練                    | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 33 |
| ③ 雇用促進奨励補助金の交付            | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 33 |

# 《 目 次 》

## 1 1. 交通

|                            |           |      |    |
|----------------------------|-----------|------|----|
| ① 電車運賃の割引                  | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 34 |
| ② 国内航空運賃の割引                | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 35 |
| ③ バス運賃の割引                  | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 35 |
| ④ タクシー運賃の割引                | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 35 |
| ⑤ 福祉タクシー事業                 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 35 |
| ⑥ 福祉有償運送サービス               | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 36 |
| ⑦ フェリー等運賃の割引               | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 36 |
| ⑧ 施設通所交通費の助成               | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 36 |
| ⑨ You Bus（コミュニティバス等）の運賃の割引 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 36 |
| ⑩ 駐車禁止除外指定車標章              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 37 |

## 1 2. 自動車

|                   |           |      |    |
|-------------------|-----------|------|----|
| ① 自動車運転免許の無料教習    | [ 身 ]     | ———— | 38 |
| ② 自動車改造費の助成       | [ 身 ]     | ———— | 38 |
| ③ 有料道路通行料金の割引     | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 38 |
| ④ 国際シンボルマーク       | [ 身 ]     | ———— | 39 |
| ⑤ 身体障がい者標識（四葉マーク） | [ 身 ]     | ———— | 39 |
| ⑥ 聴覚障がい者標識        | [ 身 ]     | ———— | 39 |

## 1 3. 税・使用料の減免等

|                        |           |      |    |
|------------------------|-----------|------|----|
| ① 所得税の障害者控除            | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 40 |
| ② 市県民税の非課税             | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 40 |
| ③ 相続税の障害者控除            | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 40 |
| ④ 贈与税の非課税              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 40 |
| ⑤ 個人事業税の減免等            | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 41 |
| ⑥ NHK放送受信料の減免          | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 41 |
| ⑦ 自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 42 |
| ⑧ 軽自動車税（種別割）の減免        | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 43 |
| ⑨ 水道料金の減免              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 44 |
| ⑩ 家庭系ごみ指定収集袋の減免        | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 44 |
| ⑪ 市営駐車場の割引             | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 44 |
| ⑫ 市営有料自転車等駐車場使用料の免除    | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 44 |
| ⑬ 公共施設附帯駐車場の減免         | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 45 |
| ⑭ 利子非課税制度              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 45 |
| ⑮ NTT番号案内料の免除          | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 45 |
| ⑯ 携帯電話基本使用料金等の割引       | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 46 |
| ⑰ 点字郵便料金の免除            | [ 身 ]     | ———— | 46 |
| ⑱ 福祉電話                 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 46 |
| ⑲ がん検診等                | [ 身 ]     | ———— | 46 |



# 《 目 次 》

## 14. 住宅

|                   |           |      |    |
|-------------------|-----------|------|----|
| ① 住宅設備改良費の助成      | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 47 |
| ② 市営住宅への優先入居      | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 47 |
| ③ 市営住宅家賃の減免又は執行猶予 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 47 |
| ④ 県営住宅への優先入居      | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 48 |
| ⑤ 県営住宅家賃の減免       | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 48 |
| ⑥ 都市再生機構の入居優遇     | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 48 |
| ⑦ グループホーム等家賃の助成   | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 48 |

## 15. スポーツ・レクリエーション

|                 |           |      |    |
|-----------------|-----------|------|----|
| ① 神奈川県障害者スポーツ大会 | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 49 |
| ② 神奈川県ゆうあいピック大会 | [ 知 ]     | ———— | 49 |
| ③ 障がい者スポーツ教室    | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 49 |
| ④ 夏季地域活動費助成     | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 49 |
| ⑤ 神奈川県福祉バス      | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 50 |
| ⑥ 障害者更生センター     | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 50 |
| ⑦ 施設等の料金割引      | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 51 |

## 16. その他

|                      |           |      |    |
|----------------------|-----------|------|----|
| ① 点字・録音刊行物の貸出        | [ 身 ]     | ———— | 54 |
| ② 郵便投票制度             | [ 身 ]     | ———— | 54 |
| ③ 補助犬の公共施設・交通機関の同伴   | [ 身 ]     | ———— | 54 |
| ④ 各種講習会              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 54 |
| ⑤ 視覚障がい者技能習得援助資金の貸付  | [ 身 ]     | ———— | 54 |
| ⑥ 生活福祉資金貸付制度         | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 55 |
| ⑦ ニュー福祉定期貯金          | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 55 |
| ⑧ 青い鳥 郵便はがき          | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 55 |
| ⑨ 視覚障がい者のためのボランティア団体 |           | ———— | 56 |
| ⑩ 聴覚障がい者のためのボランティア団体 |           | ———— | 56 |
| ⑪ 図書館の無料宅配サービスなど     | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 57 |
| ⑫ 福祉避難所              | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 58 |
| ⑬ 要援護者ベスト            | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 58 |
| ⑭ 避難行動要支援者名簿         | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 59 |
| ⑮ ヘルプマーク             | [ 身 ・ 知 ] | ———— | 59 |

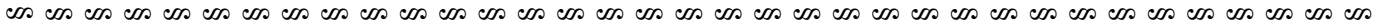
|                |      |    |
|----------------|------|----|
| 福祉制度早見表        | ———— | 60 |
| 福祉関係機関一覧       | ———— | 62 |
| 介護保険制度に該当される方へ | ———— | 63 |
| 当事者・家族の団体      | ———— | 64 |

メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜に

# 1. 相談窓口



## ① **海老名市役所 障がい福祉課** [身・知]

障がい者福祉の中心的機能として生活上のいろいろな相談に応じ、また各関係機関と連絡をとるなど、各種福祉制度の窓口となります。

**福祉事務所（障がい福祉課）** <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>

〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1 ☎ 046-235-4812/4813（平日 8:30～17:15）  
FAX 046-233-5731

## ② **厚木保健福祉事務所** [身・知]

地域における障がい者、乳幼児、児童、老人の保健について相談・指導にあたっています。指定難病、精神障がい関係の担当所管となります。

**厚木保健福祉事務所** 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 ☎ 046-224-1111 FAX 046-225-4146

## ③ **厚木児童相談所** [身・知]

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行っています。また、電話相談も行っています。

**厚木児童相談所** 〒243-0004 厚木市水引 2-11-7 ☎ 046-240-6430 FAX 046-225-1735

## ④ **神奈川県立総合療育相談センター** [身・知]

中央児童相談所としての機能のほか、身体・知的障がい者更生相談所、研修や研究、療育訓練機能を有する複合施設です。専門のスタッフが、児童の心身の健全な発達に関する問題について相談に応じるとともに、身体障がい者及び知的障がい者に関する総合的な相談・判定・指導等を行い、合わせて診療、療育訓練を実施しています。

**神奈川県立総合療育相談センター** 〒252-0813 藤沢市亀井野 3119 ☎ 0466-84-5700  
FAX 0466-84-2970

**子ども電話相談** 毎日 9:00～20:00 子ども家庭 110 ☎ 0466-84-7000

**児童虐待等通告** 毎日 20:00～9:00 かながわ子ども虐待ナイトライン ☎ 0466-83-5500



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

⑤ **障がい児者相談窓口** [身・知]

障がい児者とその家族など介護を行う方からのサービス利用や困りごとなどの相談に応じるための、相談窓口を設置しています。

**地域活動支援センター** ゆうむ **結夢** 〒243-0422 海老名市中新田 383-1 わかば会館 2階

受付：9：00～17：00（月～金） ☎ 046-235-2704 FAX 046-235-2515

**相談支援事業所** ゆうむぶらす **結夢+** 〒243-0431 海老名市上今泉 6-11-20 障害者支援センターあきば

受付：8：30～17：30（月～金） ☎ 046-240-9751 FAX 046-240-0768

**相談支援事業所** びーな'す **びーな'S** 〒243-0422 海老名市中新田 383-1 わかば会館 2階

受付：9：00～17：00（月～土） ☎ 046-292-1122 FAX 046-233-0022

**障がい児相談支援事業所** ぐらん-めーる ぼらりす **grand-mere polaris** 〒243-0422 海老名市中新田 1-13-19

受付：10：00～18：00（月～金） ☎ 046-206-6190／046-206-6605  
FAX 046-206-6606

**障がい児相談支援事業所** そうだんじぎょうしょ **ティーズ相談事業所** 〒243-0433 海老名市河原口 1-1-7-207

受付：9：00～17：00（月～金） ☎ 046-208-2595 FAX 046-283-4490

※令和6年7月開所（予定）

**傾聴相談窓口 K.T.S.** 〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所 1階

受付：9：00～16：00（月～金） ☎ 046-200-7565

○障がいのある方やそのご家族の相談窓口で、相談員が、みなさんの「困ったな」「聞いてほしい」を受け止めます。

○相談室もありますので、お気軽にお立ち寄りください。

○以下の日程で当事者によるピアカウンセリング相談を行っています。

- ・毎週第3水曜日 13：00～16：00 精神障がい者
- ・毎週第3木曜日 13：00～16：00 精神障がい者
- ・毎週第3金曜日 13：00～16：00 身体障がい者（肢体不自由）

**障がい児・者のためのみんなの相談室** 〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1  
海老名市障がい者サポートセンター（海老名市役所内）

受付：9：00～17：00（月～金） ☎ 046-244-3950

○「くらし」「しごと」「こころ」の悩みについて、専門相談員が相談をお受けします。（予約優先）

○障がい者手帳の有無を問わず、相談が可能です。

⑥ **民生委員・児童委員（主任児童委員）** [身・知]

身近な地域において身体・知的障がい児者やその家族に対する相談や、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。各委員の連絡先などは福祉政策課へお問い合わせください。

**福祉政策課** ☎ 046-235-4820 FAX 046-235-7015

⑦ **海老名市社会福祉協議会** [身・知]

社会福祉法に基づき、市民の皆様の参加と協力によって、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の福祉団体です。車いすの貸出し、送迎車の運行登録制（有料）や各種ボランティアの登録、派遣など社会福祉に関するさまざまな事業を行っています。

**海老名市社会福祉協議会** 〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所内  
<http://www.ebina-shakyo.or.jp> ☎ 046-235-0220 FAX 046-235-0191

⑧ **海老名あんしんセンター** [身・知]

判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理をすることが本人のみでは困難な障がい者等に対して、金銭管理などのサービスを行います。

〈書類預かりサービス〉実印、定期預金通帳、有価証券等の保管を行います。

銀行の貸金庫を利用します（利用料：年額 6,000 円）。

〈日常的な金銭管理サービス〉公共料金、福祉サービス利用料などの支払い、生活費の出し入れや、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続き同行代行等）を行います（利用料：収入に応じて、0 円～10,000 円）。

〔対 象〕障がい児者（身体障がい・知的障がい・精神障がい）

〔問い合わせ〕 **海老名市社会福祉協議会** ☎ 046-235-0220 FAX 046-235-0191

⑨ **えびな成年後見・総合相談センター** [身・知]

成年後見に関する相談・権利擁護に関する相談に応じます。親族として申立をする方、後見人を務めている方の支援も行っています。職員のほか、専門職にも相談できます。

**えびな成年後見・総合相談センター** 〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所内  
☎ 046-200-9833 FAX 046-235-0191

⑩ **神奈川県社会福祉協議会** [身・知]

市町村の地域相談機関等が受けた障がい者や高齢者の権利擁護に関する困難事例のケース会議等に弁護士等の専門職を派遣します。また、成年後見に関する相談に応じます（相談内容によっては、弁護士等の専門職が相談に応じます）。

〔対 象〕権利擁護相談 … 市町村の相談機関等  
成年後見相談 … 市町村の相談機関等、障がいのある方・家族等

〔問い合わせ〕横浜市神奈川区反町 3-17-2

☎ 045-311-8873

⑪ **かながわ福祉サービス運営適正化委員会** [身・知]

福祉サービスの利用や内容などに関する苦情解決の第三者機関で、弁護士や学識経験者等で構成する委員会が対応し、相談事案の解決にあたります。

〔対 象〕 福祉サービス利用者本人、ご家族、代理人、  
民生委員・児童委員、当該事業者の職員等の福祉サービスの内容を熟知する方

〔問い合わせ〕 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

☎ 045-311-8861 (相談専用) FAX 045-312-6302

⑫ **障害者就業・生活支援センター（ぼむ）** [身・知]

障がい者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援をするために相談等の支援を行います。

**障害者就業・生活支援センター “ぼむ”** 〒243-0401 海老名市東柏ヶ谷 3-5-1

ウエルストーン相模野 103

☎ 046-232-2444 FAX 046-232-2445

⑬ **海老名消費生活センター** [身・知]

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務（借金）などの相談をお受けしています。

**海老名市消費生活センター（市民相談課）** 平日 9:30～16:00

☎ 046-292-1000 FAX 046-231-2214

⑭ **えびなこどもセンター** [身・知]

こどもの健康についてのいろいろな相談に保健師、助産師、栄養士が応じます。

**えびなこどもセンター（こども育成課）** 〒243-0422 海老名市中新田 377

☎ 046-235-7885 FAX 046-235-7980

※高齢者の予防接種や健康づくりに関すること → **地域包括ケア推進課**

☎ 046-235-4950 FAX 046-235-5731

⑮ **教育支援センター** [身・知]

入学を迎える児童又は就学中の児童、生徒で心身に障がいのある子どもの問題で悩んでいらっしゃる方を対象に教育相談を行っています。

**教育支援センター（えびりーぶ）** 〒243-0422 海老名市中新田 392-1

☎ 046-234-8764 FAX 046-234-8763

⑯ **海老名市 健康推進課** [身・知]

保健師及び栄養士などによる健康に関する相談を行っています。

**健康推進課** 〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1 ☎ 046-235-7880 FAX 046-235-7015

⑰ **びなウエル (Ebina Wellness)** [身・知]

看護師などによる健康に関する相談を随時行い、臨床心理士及び公認心理師による「こころの相談」を月3～4回程度行っています。その他にも各種専門職による予約相談も行っています。

**びなウエル** 〒243-0438 海老名市めぐみ町 3-1 ViNA GARDENS PERCH 6階  
☎ 046-204-4560

⑱ **えびな 24 時間健康相談ダイヤル** [身・知]

医師などの専門スタッフが、体や心の相談について 24 時間 365 日体制で応じます。

[対 象] 海老名市内にお住いの方

**えびな 24 時間健康相談ダイヤル** ☎ 0800-300-7925 (フリーダイヤル)

⑲ **神奈川県ライトセンター** [身(視)]

視覚障がい者を対象に、点字・録音などによる情報の提供、点字・録音図書の貸し出し等、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成を行っています。また、プール・トレーニングルーム・体育館等の使用ができます(プール等は、団体利用が可能です)。

**神奈川県ライトセンター** 〒241-8585 横浜市旭区二俣川 1-80-2  
<http://www.kanagawalc.org/> ☎ 045-364-0023 FAX 045-364-0027

⑳ **神奈川県聴覚障害者福祉センター** [身(聴)]

聴覚障がい者を対象に、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障がいのある乳幼児の早期訓練を行っています。また、字幕・手話入りビデオソフトの貸し出しや、手話通訳者・要約筆記者の育成などを行っています。

成人ろうあ者、中途失聴難聴者、聴覚障がい乳幼児・学齢児の来所相談、聞こえの相談も行っています(予約制)。また、聴力検査、補聴器の試聴もできます(予約制)。

**神奈川県聴覚障害者福祉センター** 〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2  
<http://www.kanagawa-wad.jp> ☎ 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

開館時間：9：00～21：00(火～土) / 9：00～17：00(日)

※月曜日、国民の祝日、年末年始は休館

⑳ **神奈川県盲ろう者支援センター** [ 身 ]

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）ご本人や、盲ろう者とのコミュニケーション・支援等にお困りの方を対象とした相談窓口です。面接相談をご希望の場合は、電話・FAX・メールで事前にご連絡ください。

〈面接相談〉 ○神奈川県聴覚障害者福祉センター内 〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2

実施日：火曜日～土曜日（予約制）

相談時間：9：00～11：00 / 13：00～15：00

○神奈川県横浜西合同庁舎6階 〒220-0073 横浜市西区 2-12-20

実施日：火曜日～金曜日（予約制）

相談時間：9：00～11：00 / 13：00～15：00

〈電話相談〉 0466-90-5727

実施日：火曜日～土曜日

相談時間：9：00～11：00 / 13：00～15：00

〈FAX 相談〉 0466-90-5727

〈メール相談〉 moro-sodan@kanagawa-wad.jp

㉑ **FAX 110番、メール110番** [ 身（視・聴） ]

神奈川県警察本部では、一般の電話が使用できない聴覚障がい者のためにFAXを設置し、FAX 110番を実施しています。警察官に至急来てほしい時に利用します。また、携帯電話やパソコンを利用したメール110番を実施しています。

**FAX（フリーダイヤル） 0120-110221**

**文字対話（チャット） <http://www.kanagawa110.jp>**

**Eメール [keisatsu@kanagawa110.jp](mailto:keisatsu@kanagawa110.jp)**

㉒ **FAX 119** [ 身（聴） ]

一般の電話が使用できない聴覚障がい者のために、火事や緊急通報用のFAX 119番通報を実施しています。利用希望の方は、事前に登録が必要です。

また、登録内容に変更が生じた場合、変更の手続きが必要です。

〔問い合わせ〕 **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731

㉓ **NET 119** [ 身 ]

聴覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方のために、スマートフォンから通報ができます。利用希望の方は、事前に登録が必要です。登録したいスマートフォンを忘れずにお持ちください。なお、機種変更やアドレス変更をした際は、変更申請が必要です。

〔問い合わせ〕 **警防課** ☎ 046-231-0932 FAX 046-234-7541

**障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731 ※どちらでも手続き可



②⑤ **いのちの電話**

ひとりで悩まないで、こころの苦しみを、お話してください。

ナヤミ ココロ

自殺予防いのちの電話 フリーダイヤル ☎ 0120-783-556

○毎日16:00～21:00まで

○毎月10日の8:00～翌日8:00まで

※IP電話（アプリケーション間の無料通話を除く）からは03-6634-7830（通話料有料）におかけ下さい。

※ 神奈川県 川崎いのちの電話 ☎ 044-733-4343 24時間

横浜いのちの電話 ☎ 045-335-4343 24時間  
FAX 045-332-5673

◎ 毎日24時間体制で相談を受け付けています。名前を言う必要はありません。

※ 東京都 東京いのちの電話 ☎ 03-3264-4343 24時間

インターネット相談 <http://www.inochinodenwa-net.jp>



②⑥ **横浜いのちの電話FAX相談** [ 身（聴・言） ]

聴覚・言語障がい者のためのFAXによる相談を行っています。神奈川県内、東京都内（伊豆七島・小笠原諸島は除く）は無料です。返信に時間がかかる事があります。

社会福祉法人 横浜いのちの電話 FAX 045-332-5673（月～土 9:00～17:00）

※日・祝日・12/29～1/3は休み

②⑦ **FAXによる税務相談** [ 身（聴・言） ]

聴覚障がい者等、電話での相談が困難な方のために、FAXによる税金に関する相談を行っています。なお、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等を提出するために利用することはできません。また、身近な税金に関する疑問についてはタックスアンサー（インターネット）に掲載しています。

東京国税局税務相談室 FAX 03-3216-6888（土日祝日・年末年始除く 9:00～17:00）

東京国税局タックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

## 2. 手 帳



### ① **身体障害者手帳** [ 身 ] 《スマート窓口対応》

この手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。

[対 象] 視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障がいのある方

[必要なもの] 診断書（指定された医師・所定様式）、写真（縦4cm×横3cm、上半身・無帽）、マイナンバーが分かるもの

[問い合わせ] **福祉事務所（障がい福祉課）** ☎ 046-235-4813/4812 FAX 046-233-5731

### ② **療育手帳** [ 知 ] 《スマート窓口対応》

この手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育・援護を受け、この手帳を見せることにより、さまざまなサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的としたものです。

[対 象] 児童相談所または障害者更生相談所（総合療育相談センター）において、知的障がいと判定された方

[必要なもの] 写真（縦4cm×横3cm、上半身・無帽）、マイナンバーが分かるもの  
※市への申請の他、上記の判定機関による判定が必要です。

[問い合わせ] **福祉事務所（障がい福祉課）** ☎ 046-235-4813/4812 FAX 046-233-5731

※次に該当した場合は、福祉事務所での手続きが必要です。《必要なもの》

- 住所、氏名が変わったとき  
《身体障害者手帳・療育手帳、マイナンバーが分かるもの》
- 手帳を紛失したり、汚したりして使用できなくなったとき  
《身体障害者手帳・療育手帳（紛失のときは不要）、写真、マイナンバーが分かるもの》
- 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき  
《身体障害者手帳・療育手帳、写真、マイナンバーが分かるもの》
- 障がいの程度が変わったときや、新たに障がい加わったとき  
《診断書（指定された医師・所定様式）、身体障害者手帳・療育手帳、写真、マイナンバーが分かるもの》
- 手帳が不要になったとき  
《身体障害者手帳・療育手帳、マイナンバーが分かるもの》

### 3. 療育相談 ・ 支援 ・ 訓練



#### ① 早期療育事業・巡回リハビリテーション事業 [身・知]

医師、看護師、理学療法士等により、障がいの早期発見（診断）、療育訓練を行います（早期療育事業）。医学的指導訓練、定期観察と補装具の相談などを行います（巡回リハビリテーション事業）。

〔対象〕 18歳未満の身体障がい児・知的障がい児（早期療育はおおむね3歳まで）

〔問い合わせ〕 ○ 早期療育事業

神奈川県立総合療育相談センター ☎ 0466-84-5700 FAX 0466-84-2970

○ 巡回リハビリテーション事業（年2回）

福祉事務所（障がい福祉課） ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

#### ② 障がい者リハビリテーション事業 [身・知]

理学療法、作業療法、運動能力の改善を図るための訓練等を行います。

〔対象〕 ・在宅で療養している65歳未満の身体障がい者又は知的障がい者

・18歳未満で、機能回復訓練を受ける必要のある方

〔問い合わせ〕 わかば学園 ☎ 046-235-2703

#### ③ 中高生デイサービス事業 [身・知]

中高生の年齢（18歳未満）にある障がい児を対象にした日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練及び必要な療育相談等のサービスを行う施設です。

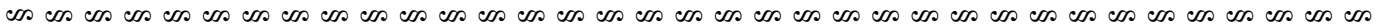
〔対象〕 中学生、高校生の年齢（18歳未満）にある身体障害者手帳又は、療育手帳を持っている障がい児、又は、知能指数が75以下と判定された児童

〔問い合わせ〕 grand-mere adorer（グランメール アドレ）

海老名市中新田1-13-19 ☎ 046-206-6605



## 4. 障がい児のための施設



### ① **身体障がい児施設** [ 身 ・ 知 ]

#### ○肢体不自由児施設

18 歳未満で、上肢・下肢又は体幹に障がいのある児童が入所して治療を受けるとともに、将来自立した生活に必要な知識・技能を習得するための指導や援助を受けるための施設です。

#### ○重症心身障がい児施設

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複しており、常時医学的管理のもとに療育する必要のある児童等に対して、入所により保護・治療および日常生活の指導を行います。

[問い合わせ] **厚木児童相談所** ☎ 046-240-6430 FAX 046-225-1735

### ② **知的障がい児施設** [ 知 ]

18 歳未満の知的障がい児を入所により、将来社会の中で自立し、よりよく適応できるよう生活、教育等の必要な指導を行います。

[問い合わせ] **厚木児童相談所** ☎ 046-240-6430 FAX 046-225-1735

## 5. 障がい児者のサービス

### ① **障がい福祉サービス等について** [身・知]

障がい福祉サービスは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づくサービスです。

#### **自立支援給付 (国の制度に基づく事業)**

##### **介護給付**

- ①居宅介護
- ②行動援護
- ③同行援護
- ④短期入所
- ⑤重度訪問介護
- ⑥療養介護
- ⑦生活介護
- ⑧重度障がい者等包括支援
- ⑨施設入所支援

##### **訓練等給付**

- ①共同生活援助
- ②自立訓練
- ③就労移行支援
- ④就労継続支援
- ⑤就労定着支援
- ⑥自立生活援助

##### **自立支援医療**

##### **補装具**

##### **児童通所給付**

- ①児童発達支援
- ②放課後等デイサービス

##### **① 計画相談支援給付**

##### **② 障がい児相談支援給付**

#### **地域生活支援事業 (市が実施する事業)**

- ①相談支援
- ②コミュニケーション支援  
(手話通訳・要約筆記派遣)
- ③日常生活用具給付
- ④移動支援
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥日中一時支援
- ⑦福祉ホーム運営費補助
- ⑧訪問入浴サービス
- ⑨更生訓練費支給
- ⑩本人活動支援
- ⑪居住サポート
- ⑫成年後見制度利用支援事業
- ⑬全身性障がい者等入院時  
コミュニケーション支援事業

② 「介護給付」、「訓練等給付」について [身・知]

(1) 介護給付は、下記の9種類のサービスです。

| サービス名            | 内 容                                               |
|------------------|---------------------------------------------------|
| ①居宅介護            | 入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助サービス                  |
| ②行動援護            | 行動上著しい困難のある方に対して、行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援。  |
| ③同行援護            | 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に同行し、移動の援護を行なう。              |
| ④短期入所            | 介護者の病気などの場合に施設への短期の入所による入浴、排せつ又は食事などの介護サービス       |
| ⑤重度訪問介護          | 重度の肢体不自由者等の居宅生活における介護から外出時の移動支援までの総合的なサービス        |
| ⑥療養介護            | 主に日中に病院などで医療を受けながら、機能訓練などの介護サービス                  |
| ⑦生活介護            | 主に日中に障がい者支援施設などで行われる入浴や排せつ、食事の介護や創作活動や生産活動などのサービス |
| ⑧重度障がい者等<br>包括支援 | 常に介護を必要とする方を対象に居宅介護を始めとする福祉サービスの包括的支援             |
| ⑨施設入所支援          | 施設入所者に対して提供される入浴、排せつ又は食事の介護サービス                   |

(2) 訓練等給付は、自立訓練や就労訓練に関する6種類のサービスです。

| サービス名   | 内 容                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①共同生活援助 | 共同生活の住居に居住し、相談その他日常生活上の援助を受けるサービス                                                                 |
| ②自立訓練   | 病院・入所施設等から退院・退所した方が地域生活へ移行するための訓練を受けるサービス<br>①生活訓練：食事、入浴等の日常生活のための訓練など<br>②機能訓練：リハビリテーション、家事の訓練など |
| ③就労移行支援 | 就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を受けるサービス                                                       |
| ④就労継続支援 | 通常の事業所に雇用される事が困難な方に対して、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を受けるサービス<br>① 就労継続A型：雇用あり<br>② 就労継続B型：雇用なし         |
| ⑤就労定着支援 | 生活介護、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した方が、就労を継続するための支援を受けるサービス                                              |
| ⑥自立生活援助 | 施設入所支援や共同生活援助を利用していた方が、一人暮らしへ移行するための支援を受けるサービス                                                    |

(3) **児童通所給付**は、児童発達支援、放課後等デイサービスの2種類です。

発達に気がかりのあるお子さんが本人の特性に配慮した療育支援を受けたり、保護者が相談したりするサービスです。

| サービス名       | 内 容                         |
|-------------|-----------------------------|
| ①児童発達支援     | 小学校入学前のお子さんを対象とした療育や相談を行います |
| ②放課後等デイサービス | 小学校入学後から18歳未満までのお子さんが対象です   |

(4) **計画相談支援・障がい児相談支援**は、(1) から (3) までのサービス利用のための計画を作成するサービスです。

| サービス名     | 内 容                     |
|-----------|-------------------------|
| ①計画相談支援   | (1)、(2) のサービス利用計画を作成します |
| ②障がい児相談支援 | (3) のサービス利用計画を作成します     |

### ③ **障がい支援区分について** [身・知]

「障がい支援区分」は、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため障がい者の心身の状態を総合的に示す区分として設けられました。その判定につきましては、医師、臨床心理士、社会福祉士、施設関係者、当事者で構成される「海老名市障がい支援区分認定等審査会」で判定されます。

#### (1) **認定調査**

全国統一の80項目の「認定調査」と本人や家族等の状況を確認する「概況調査」を行います。なお、認定調査だけでは、判断がつかない場合等は、「特記事項」へ記入します。

#### (2) **一次判定**

認定調査結果をもとにコンピュータによる一次判定を行います。

#### (3) **二次判定**

一次判定結果、医師意見書と特記事項の内容をもとに審査会で二次判定し、障がい支援区分を決定します。区分につきましては、区分6が最重度となります。

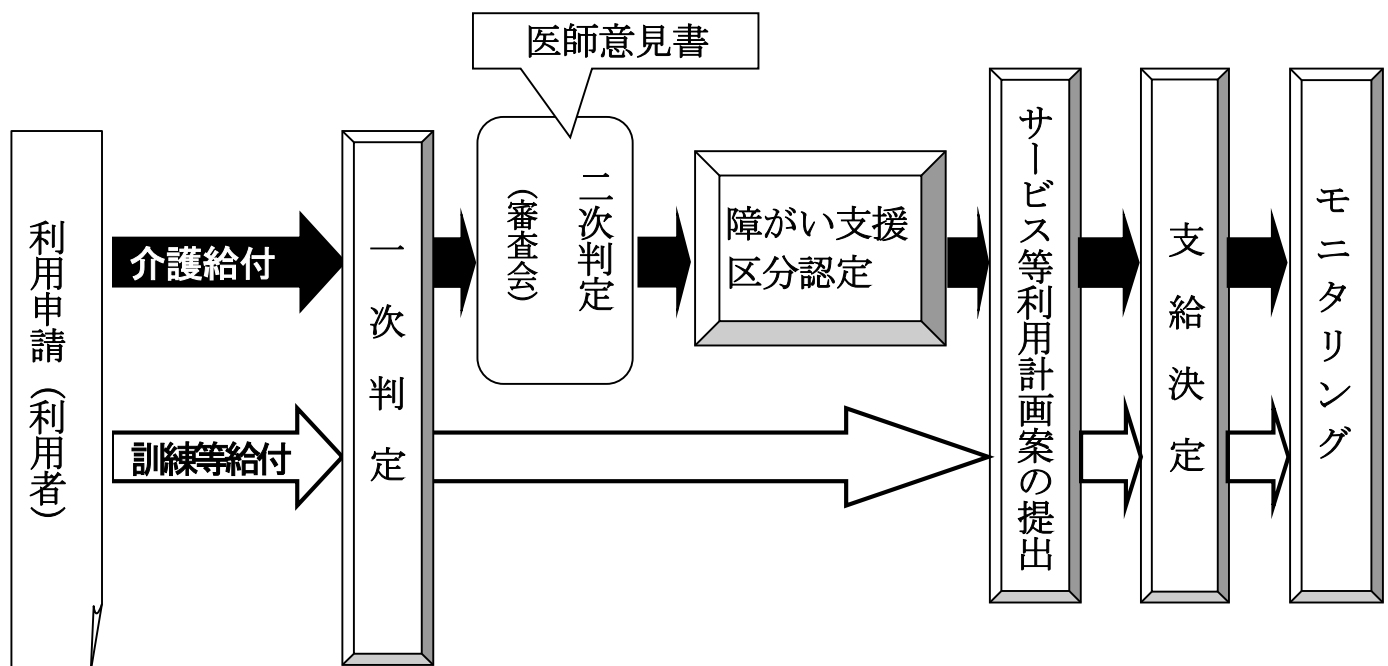


#### (4) 障がい支援区分と利用可能サービス

介護給付サービスを利用する場合は、障がい支援区分を決めなければ利用できません。利用可能サービスの障がい支援区分は、次のとおりです。なお、訓練等給付サービス及び児童は、障がい支援区分を決める必要はありません。しかし、訓練等給付サービスは認定調査を行い、一次判定をする必要があります。また、児童の場合は、別の調査により支給決定を行います。

| サービス            | 対象者像                                 | 非該当               | 区分1 | 区分2          | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|-----------------|--------------------------------------|-------------------|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 居宅介護            | 障がい者(区分1以上)                          |                   | ○   | ○            | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 行動援護            | 行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する知的・精神障がい者     |                   |     |              | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 重度訪問介護          | 常時介護を要する重度の肢体不自由者等                   |                   |     |              |     | ○   | ○   | ○   |
| 重度障がい者等包括支援     | 常時介護を要し、その必要度が著しく高い障がい者              |                   |     |              |     |     |     | ○   |
| 生活介護            | 地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者     | ※50歳以上は区分2から      |     |              | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 療養介護            | 長期入院等医療ケアに加えて、常時介護を要する障がい者           |                   |     |              |     |     |     | ○   |
| 施設入所支援          | 夜間介護を要する障がい者                         |                   |     | ※50歳以上は区分3から |     | ○   | ○   | ○   |
| 短期入所            | 障がい者(区分1以上)                          |                   | ○   | ○            | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 共同生活援助(グループホーム) | 夜間、共同生活を営む住居で、相談その他日常生活上の援助を要する障がい者  | ※介護を伴わない場合は必要なし   | ○   | ○            | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 同行援護            | 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に同行し、移動の援護を行なう。 | ※身体介護を伴わない場合は必要なし |     |              | ○   | ○   | ○   | ○   |

#### ④ 支給決定までの流れ [身・知]



⑤ **障がい者の利用者負担** [ 身・知 ]

○原則かかった費用の1割負担となります

○世帯の所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、一月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担は生じません。

**【障がい者の場合】**（18歳以上の障がい者・居宅・通所サービス利用）

| 区 分  | 世帯の収入状況                                                              | 負担上限月額  |
|------|----------------------------------------------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                                                             | 0円      |
| 低所得  | 市民税非課税世帯                                                             | 0円      |
| 一般1  | 市民税課税世帯<br>（所得割16万円未満）<br>※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム、<br>ケアホーム利用者を除きます。 | 9,300円  |
| 一般2  | 上記以外                                                                 | 37,200円 |

（※1）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（※2）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム、ケアホーム利用者は市民税課税世帯の場合「一般2」となります。

**【児童の場合】**（18歳未満の児童の保護者）

| 区 分  | 世帯の収入状況                                              |                     | 負担上限月額  |
|------|------------------------------------------------------|---------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                                             |                     | 0円      |
| 低所得  | 市民税非課税世帯                                             |                     | 0円      |
| 一般1  | 市民税課税世帯<br>（所得割28万円未満）<br>※施設に入所する18歳19歳<br>の障がい者も含む | 通所施設、居宅介護等<br>利用の場合 | 4,600円  |
|      |                                                      | 入所施設利用の場合           | 9,300円  |
| 一般2  | 上記以外                                                 |                     | 37,200円 |

※ 下記の対象者については、下記のサービスの利用者負担は無償化されます。

（1）対象となる子ども

満3歳から5歳までの子ども（満3歳になって初めての4月1日から3年間）

（2）対象となるサービス

児童発達支援、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、福祉型障がい児入所施設（短期入所を除く）、居宅訪問型児童発達支援、医療型障がい児入所施設（短期入所を除く）

（3）その他

- ・利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

⑥ **海老名市地域生活支援事業について** [ 身 ・ 知 ]

(1) 事業内容

| 事業名                       | 内 容                                                                                     | 備 考                         |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ①相談支援事業                   | 障がい福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談に応じる窓口を市役所以外の施設等に事業委託して設置します。                                  |                             |
| ②コミュニケーション支援事業            | 聴覚障がいの方へ手話通訳者・要約筆記者の派遣や、障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置する現行の事業です。                                     |                             |
| ③日常生活用具給付事業               | 主に重度の障がいがある方に対し、日常生活上の利便性を高める用具を給付する事業です。                                               | 市民税の所得割額が46万円以上の方は対象外となります。 |
| ④移動支援事業                   | 視覚障がい、全身性障がい、知的障がい又は精神障がいの方で、屋外の移動が困難な方に外出の支援をする事業です。                                   |                             |
| ⑤地域活動支援センター事業             | 障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。                            |                             |
| ⑥日中一時支援事業                 | 障がい者がいる家族の就労支援や放課後支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。                                     |                             |
| ⑦福祉ホーム運営費補助事業             | 低額な料金で、居室その他の設備を利用して、日常生活を送ることができる精神障がい者の社会復帰施設等の運営費を補助します。                             |                             |
| ⑧訪問入浴サービス事業               | 重度の身体障がい者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを事業者へ委託して実施します。                               |                             |
| ⑨更生訓練費給付事業                | 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障がい者更生援護施設(旧法施設)に入所、通所している方に更生訓練費を給付します。                    |                             |
| ⑩本人活動支援事業                 | 知的障がい者が、自分に自信を持ち、自立のために社会に働きかける等の活動に対して支援する事業です。                                        | 団体に対して運営費を補助します。            |
| ⑪居住サポート事業                 | 一般住宅への入居を希望しているが、保証人が居ない等の理由で入居が困難な障がい者に対し、必要な支援等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。 |                             |
| ⑫成年後見制度利用支援事業             | 身寄りのない重度の知的障がい者、精神障がい者で成年後見申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用を助成する事業です。               |                             |
| ⑬全身性障がい者等入院時コミュニケーション支援事業 | 意思の疎通が困難な全身性障がい者等の方が入院した場合に、医療従事者との意思疎通を図り、コミュニケーションの支援をする事業です。                         |                             |

## (2) 利用者負担

移動支援事業及び日中一時支援事業の自己負担額は、次のとおりです。その他の事業については従来どおりですので、詳細はお問い合わせください。

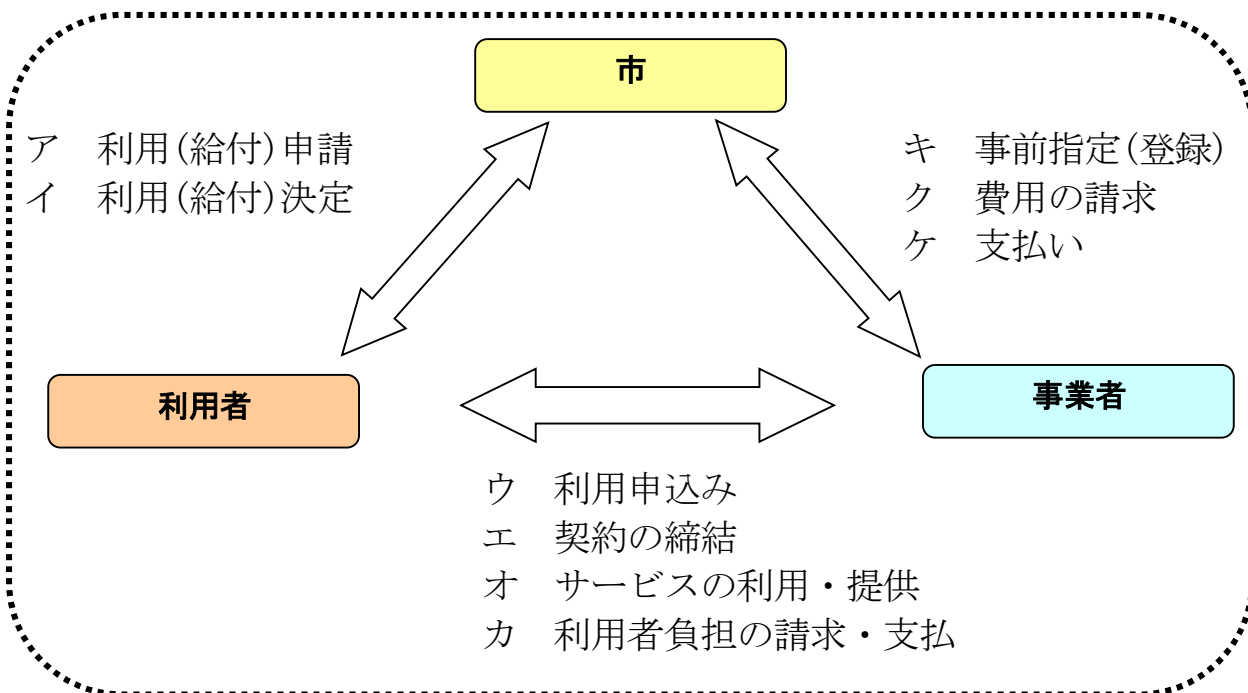
- **生活保護世帯と市民税非課税者は、無料**
- **市民税課税者は、5%負担**

※上限はなく、国制度の「介護給付」「訓練等給付」の自己負担との合算は、行いません。

## (3) 手続きの流れ

### ①移動支援事業と日中一時支援事業

国制度の「介護給付」「訓練等給付」と同様に利用者が事業所を選択し、契約後にサービスを利用します。また、お金の流れも現在使用しているサービスの流れに沿ったものとします。



- ア 市への利用(給付)申請
- イ 世帯の所得状況の確認の後、利用者負担額及び利用(給付)決定
- ウ 申請者は、事業所に利用申込みをする。
- エ 申請者と事業所間で利用契約を結ぶ。
- オ 申請者はサービスを利用し、事業者はサービスを提供する。
- カ 事業者は利用者の自己負担額を請求し、利用者は支払う。
- キ 事業者は、市に事前に登録し、市は指定する。
- ク 事業者は、市に利用者負担以外の利用料の請求をする。
- ケ 市は請求に基づき、事業者に支払う。

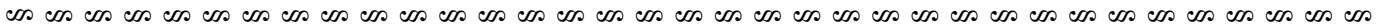
### ②相談支援事業

相談支援事業所にてご相談いただけます。まずは事業所へ直接ご連絡ください。現在は「地域活動支援センター結夢(ゆうむ)」「相談支援事業所 びーな'S」「相談支援事業所結夢+」の3箇所を開設しています。詳細は2ページをご覧ください。

### ③その他

コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、訪問入浴サービス事業は従来どおりです。詳細はお問い合わせください。

## 6. 医 療



### ① **障がい者医療費の助成** [身・知]

病院などで診療を受けた場合に、保険対象医療費の自己負担分を助成します（ただし、入院時の食事療養費、生活療養費は自己負担）。

〔対 象〕 ・ 1 級～ 3 級の身体障害者手帳をお持ちの方  
・ 療育手帳をお持ちの方（知能指数 75 以下）

【注意】平成 25 年 4 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに障がい者に認定された方は対象外となります。  
ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに障がい者に認定されている方は対象になります。

〔必要なもの〕 ○新規で受給される方

身体障害者手帳又は療育手帳、健康保険証、指定難病医療受給者証（お持ちの方のみ）

○病院等で健康保険の自己負担を支払った方

領収書（受診から 1 年以内のもの、なるべく 1 か月分にまとめる）、  
健康保険証、障がい者医療費助成受給者証、振込先の分かるもの、  
各種医療受給者証（お持ちの方のみ）、限度額適用認定証（お持ちの方のみ）、  
支給決定通知書等（健康保険組合から高額療養費や付加給付が支給され、発行された  
場合のみ）

〔問い合わせ〕 **国保医療課 福祉医療・手当係** ☎ 046-235-4823

### ※後期高齢者医療費制度

上記の対象者（療育手帳 B の方は除く）及び 4 級（音声機能・言語機能の障がい、そしゃくの機能を欠くもの、下肢障がいの一部（両下肢のすべての指を欠く・一下腿の 1 / 2 以上で欠く・一下腿の機能に著しい障がい））の身体障害者手帳をお持ちで、65 歳以上 75 歳未満の方は、医療費の自己負担分が 1 割（一定以上の所得がある人は 2 割又は 3 割）になる後期高齢者医療制度に移行することができます。

手帳の等級が変更となり、上記の対象から外れた場合には届出が必要です。

〔問い合わせ〕 **国保医療課 後期高齢者医療係** ☎ 046-235-4595 FAX 046-233-5731

## ② 自立支援医療（更生医療・育成医療） [身]

身体障がい児者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます（更生医療は、住民税所得割 23 万 5 千円以上の場合は利用不可）。

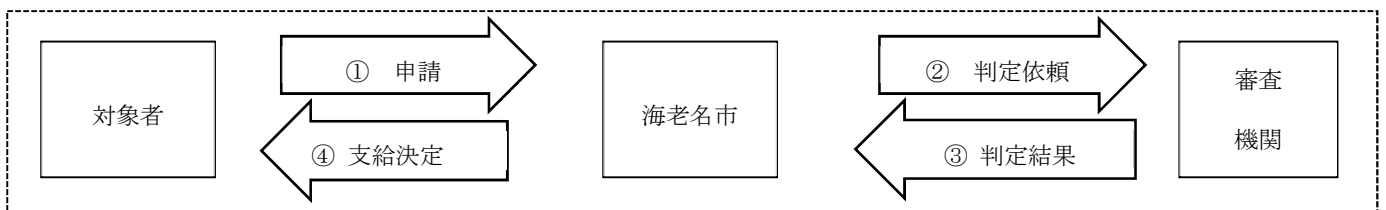
自己負担は原則 1 割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

○更生医療 … 身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方が、治療することによって障がいが軽減でき、仕事や日常生活での活動能力が高まることが期待できる場合。

○育成医療 … 身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がい除去又は軽減するために治療を受けた場合。

〔問い合わせ〕 **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812/4813 FAX 046-233-5731

〈利用手続きの流れ〉



## ③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 [身]

18 歳未満で対象となる疾病と診断された児童が、児童福祉法に基づく指定を受けた医療機関に入院又は通院したとき、その医療費が助成されます。ただし、世帯の市民税（所得割）の課税額に応じて月額自己負担上限額が決定されます。

〔対象〕 対象となる疾病は、悪性新生物、慢性腎疾患群、慢性呼吸器疾患群、慢性新疾患群、内分泌疾患群、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常等 16 疾患群 762 疾病

〔問い合わせ〕 **厚木保健福祉事務所** ☎ 046-224-1111 FAX 046-225-4146

## ④ 神奈川県特定医療費（指定難病）医療費給付制度 [身]

国で定める指定難病に罹患し、一定の基準を満たした患者の保険医療費（入院又は通院した場合）の一部を助成します。世帯の市町村民税（所得割）の課税額に応じて月額自己負担限度額が決定されます。

〔対象〕 対象となる疾病はベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症等 369 種類

〔問い合わせ〕 **厚木保健福祉事務所** ☎ 046-224-1111 FAX 046-225-4146

## ⑤ 特定疾病療養受療証 [身]

高額な治療を長期間継続して行う必要がある次の疾病の方は、医師の同意があれば、1 つの医療機関につき、1 か月 1 万円の負担で治療を受けることができます。ただし、慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者については 2 万円の負担です。

〔対象〕 1. 人工透析が必要な慢性腎不全  
2. 先天性血液凝固障がいの一部（血友病）  
3. 血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症

〔問い合わせ〕 **国保医療課**（国民健康保険加入者） ☎ 046-235-4594

（後期高齢者医療制度加入者） ☎ 046-235-4595

※その他の健康保険加入の方は、各勤務先へお問い合わせください。

⑥ **障がい児者歯科診療（厚木市歯科保健センター）** [身・知]

県央地区にお住まいで、障がいのある方を対象に、一般診療所では治療が困難な方の歯科診療を行っています。静脈内鎮静法による診療をはじめ、摂食嚥下発達支援診療や口腔衛生指導も行っています。

〔診療場所〕 厚木市歯科保健センター（厚木市保健福祉センター1階）

住所：厚木市中町 1-4-1

〔診療日時〕 火曜 13時30分から17時まで

木曜 9時から12時、13時30分から17時まで

〔申込方法〕 予約制（電話、FAXでお申し込みください。）

☎ 046-224-6081 FAX 046-221-7673

〔受付時間〕 月曜から金曜の9時から12時、13時から16時30分まで。

※その他、市内の障がいがある方への歯科診療については、神奈川県歯科医師会（障がい者歯科医療）のホームページを御覧いただくか、一般社団法人海老名市歯科医師会（在宅歯科医療地域連携室）へご相談ください。

- ・神奈川県歯科医師会（障がい者歯科医療）のホームページ

<https://www.dent-kng.or.jp/iryoushougai/>



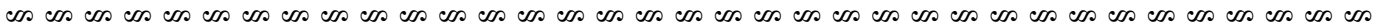
神奈川県歯科医師会（障がい者歯科医療）  
のホームページのQRコード

- ・一般社団法人 海老名市歯科医師会（在宅歯科医療地域連携室）

☎ 046-231-1939

（受付 月曜日～金曜日 10：00～17：00）

## 7. 手当・年金等



### ① 神奈川県在宅重度障害者等手当 [身・知]

支給年度の8月1日時点で下記①～④のすべての要件を満たし、かつ、⑤の所得要件を満たす方。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①障がい要件 | <p>次の1～4のいずれかにあてはまる方</p> <p>1. 次の3つのうち<u>2つ以上</u>にあてはまる方</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級または2級を交付された方</li> <li>・療育手帳A1またはA2の判定を受けた方 (IQ35以下)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方</li> </ul> </div> <p>2. 身体障害者手帳1級または2級+療育手帳B1 (IQ50以下)</p> <p>3. 身体障害者手帳+療育手帳B1 (IQ50以下) +精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>4. 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方</p> <p style="text-align: center;">(申請年度の8月分の支給を受けていること)</p> |
| ②年齢要件  | <p>次のうち<u>1つ</u>でもあてはまる方</p> <p>65歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方</p> <p>1. 65歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方</p> <p>2. 65歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障がい者と判定された方</p> <p>3. 65歳よりも前に特別障害者手当または障害児福祉手当を受けたことがある方</p> <p><b>※平成21年度以前から県の手当を受給されている方には年齢制限はありません。</b></p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| ③在住要件  | 支給年度の8月1日時点で、 <u>6か月以上</u> 神奈川県内に継続してお住まいの方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ④在宅要件  | <p>支給年度の7月31日までの1年間(支給前年8月1日～支給当年7月31日)に継続して<u>3か月</u>を超えて、医療機関や施設に入院または入所していない方</p> <p>(※医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には障害児福祉手当の基準を用います。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ⑤所得要件  | <p>手当受給年度の前年所得が基準額以下の方</p> <p>※ 基準額とは20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については障害児福祉手当の基準を用います。(詳細はお問い合わせ下さい)</p> <p>[例]特別障害者手当等の所得基準額(扶養親族等が0人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯の場合 3,604,000円</li> <li>・本人と配偶者または扶養義務者の世帯の場合</li> </ul> <p style="text-align: center;">本人：3,604,000円 配偶者または扶養義務者：6,287,000円</p>                                                                                                                                                                                          |

[支給額] 年額60,000円 (毎年1月に支給)

[申請方法] 新規の方は8月1日からの約1か月の間に市役所1階8番窓口にてご申請ください。  
継続の方は毎年、送付される現況届出書をご提出ください。

[問い合わせ] **国保医療課** ☎ 046-235-4823

**神奈川県 障害福祉課** ☎ 045-210-1111 (代表)



## ②

**海老名市障がい者福祉手当**

[ 身 ・ 知 ]

[対 象] 毎年7月1日現在で市内に住んでいて、手帳をお持ちの方で、以下の①か②の障がいに該当し、障がい者本人と住民票上同居している方のいずれもが市民税非課税の方に手当が支給されます。

(1)身体障害者手帳1級・2級の方

療育手帳Aもしくは更生相談所等で知能指数35以下と判定された方

(2)身体障害者手帳3級の方

療育手帳Bもしくは更生相談所等で知能指数75以下と判定された方

[手 当 額] (1)に該当する方 … 年額36,000円

(2)に該当する方 … 年額12,000円

[必要なもの] 身体障害者手帳又は療育手帳、預金通帳、課税証明書（当該年の1月1日に海老名市に在住されていた方は不要）

[問い合わせ] **国保医療課** ☎ 046-235-4823

[備 考] 手続き期間は、7月1日から8月31日まで。（広報えびなで周知予定）  
毎年の申請手続きが必要です。

## ③

**障害基礎年金**

[ 身 ・ 知 ]

[対 象] (1)～(3)の条件すべてに該当する20歳以上の方が受給できます。

(1)障がいの原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

(2)障がいの状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表（国民年金法施行令別表）に定める1級または2級に該当していること

※障害認定日…障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内のその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいう。

(3)保険料の納付要件を満たしていること

[年 金 額] (1)年金の障害等級 1級 年額1,020,000円

(2)年金の障害等級 2級 年額816,000円 (令和6年4月現在)

※18歳未満のお子さんのいる方には、下記の加算があります。

第1子、第2子（1人につき） 年額 各234,800円

第3子目からは1人につき 年額 各78,300円

[問い合わせ] **厚木年金事務所** ☎ 046-223-7171 ※要予約

**国保医療課** ☎ 046-235-4596 ※要予約

[備 考] ・年金の等級と身体障害者手帳の等級は別のものです。  
・障害年金の請求手続きには、所定の診断書が必要です。  
・初診日が65歳以上の場合は、障害基礎年金の対象となりません。

④ **障害厚生共済年金・障害者手当金（一時金）** [身・知]

- [対 象] (1)障がいの原因となった病気やケガの初診日に厚生年金（共済年金）に加入していた人  
(2)病気やケガが治った（症状が固定した）とき、または治らずに初診日から1年半を過ぎたとき（障害手当金は5年以内に治ったとき）に次の程度の障がい（厚生年金保険法による）が残っている人  
(3)保険料の納付要件を満たしていること

※厚生年金保険法による障がいの程度 … 年金の障害等級1～3級、障害手当金

[問い合わせ] **勤務地の年金事務所**

**厚木年金事務所** ☎ 046-223-7171 ※要予約

※共済年金の方は、各種共済組合へのお問い合わせが必要な場合があります。

⑤ **特別障害給付金** [身・知]

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない方を対象に福祉的措置として支給するものです。

- [対 象] ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生  
・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障がいの状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該の障がいの状態に該当し、請求された方に限ります。

[給 付 額] 1級：月額55,350円  
2級：月額44,280円 (令和6年4月現在)

- ・所得によって支給制限があります。
- ・老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。
- ・経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

[問い合わせ] **厚木年金事務所** ☎ 046-223-7171 ※要予約

**国保医療課** ☎ 046-235-4596 ※要予約



⑥ **特別障害者手当** [身・知]

常時特別な介護が必要な在宅の20歳以上の特別重度障がい者の方に、手当が支給されます。ただし病院等に継続して3ヶ月を超えて入院した場合または施設等に入所した場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合は支給されません。

[対象] 次のうち2つ以上該当するか、それと同程度以上に重度なもの

- 1 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつものまたは両上肢全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいをもつものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っている事が出来ない程または立ち上がる事が出来ない程度の障がいをもつもの
- 6 前各号に掲げるものの他、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの  
(知的障がいも含む)

[手当額] 月額28,840円 (令和6年4月現在)

[所得制限]

| 扶養親族等の数 | 前年分所得                                               |            |
|---------|-----------------------------------------------------|------------|
|         | 本人(請求者)                                             | 配偶者及び扶養義務者 |
| 0人      | 3,604,000円                                          | 6,287,000円 |
| 1人      | 3,984,000円                                          | 6,536,000円 |
| 2人      | 4,364,000円                                          | 6,749,000円 |
| 3人      | 4,744,000円                                          | 6,962,000円 |
| 備考      | 以下、1人増すごとに<br>本人の場合、380,000円<br>配偶者等の場合、213,000円を加算 |            |

※必要書類については直接問い合わせください。

[問い合わせ] **国保医療課** ☎ 046-235-4823

⑦ **障害児福祉手当** [身・知]

常時特別な介護が必要な在宅の20歳未満の重度障がい児の方に手当が支給されます。ただし、障がいを支給事由とする年金を受給している場合、または施設等に入所されている場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合は支給されません。

[対象] 次のいずれかに該当するもの

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することが出来ない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っている事が出来ない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるものの他、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障がいであり、前各号と同程度以上と認められる程度のもの（知的障がいも含む）
- 10 身体の機能の傷害若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

[手当額] 月額15,690円（令和6年4月現在）

※所得制限は特別障害者手当と同様です。

※必要書類については直接問い合わせください。

[問い合わせ] **国保医療課** ☎ 046-235-4823

⑧ **特別児童扶養手当** [身・知]

次に該当する20歳未満の障がい児を養育している保護者に対し、手当が支給されます。

- [対象] (1)身体に重・中度の障がいのある方又は長期にわたる安静を必要とする方  
(おおむね身体障害者手帳1級から3級までと4級の一部)
- (2)日常生活において常時介護を必要とする程度の知的障がいのある方  
(おおむね知能指数50以下)

[手当額] 次の金額を4か月分まとめて、4月・8月・11月に支給します。

(1)1級：月額55,350円

(2)2級：月額36,860円（令和6年4月現在）

[問い合わせ] **国保医療課** ☎ 046-235-4823

[備考] 次の場合は、手当が受けられません。

- ・保護者等の前年の所得が一定の限度額以上の場合
- ・障がい児が施設等に入所している場合
- ・児童が障がいを事由とする公的年金を受給している場合

⑨ **児童扶養手当** [身]

父または母が重度の障がい者である場合に、児童を養育している人に対し手当が支給されます。

[手 当 額] 所得の制限により、次のいずれかになります。(令和6年4月現在)

| 区 分     | 手当の全額を受給できる方          | 手当の一部を受給できる方                 |
|---------|-----------------------|------------------------------|
| 児童1人のとき | 月額 45,500円            | 月額45,490円～10,740円            |
| 児童2人のとき | 月額 56,250円            | 児童1人につき月額<br>56,230円～16,120円 |
| 児童3人のとき | 児童一人につき<br>月額6,450円加算 | 児童一人につき月額<br>6,440円～3,230円加算 |

5月(3・4月分)、7月(5・6月分)、9月(7・8月分)、11月(9・10月分)、  
1月(11・12月分)、3月(1・2月分)の年6回

いずれも15日(15日が休日の時は直前の休日でない日)に支給されます。

[問い合わせ] **国保医療課** ☎ 046-235-4823

[備 考] 次の場合は、手当が受けられません。

- ・保護者等の前年の所得が一定の限度額以上の場合
- ・定められた他の公的年金を受給していてその金額が児童扶養手当額より多い場合

⑩ **心身障害者扶養共済制度** [身・知]

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者の死亡や、重度の障がい者を有する状態になったときに、残された心身障がい者に対して、終身一定額の年金を支給するものです。

[対 象] ○心身障がい者の範囲

- (1) 知的障がい者
- (2) 身体障がい者…身体障害者手帳1級から3級までに該当する方
- (3) 精神または身体に永続的な障がい者を有する方で、(1)または(2)と同程度の障がいと認められる方

○加入できる保護者(上記の心身障がい者を扶養している保護者で、次のすべての要件を満たしている方)

- (1) 神奈川県内(政令指定都市を除く)に住所があること。
- (2) 年齢が65歳未満であること。(毎年度4月1日現在)
- (3) 特別の疾病または障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

[掛 金] 加入時の年度の4月1日時点の年齢に応じて決まります(9,300～23,300円)。

※詳細はお問い合わせください。

[年 金 額] 1口加入の方:月額20,000円(年額240,000円)

2口加入の方:月額40,000円(年額480,000円)

※加入者の死亡または重度障がいとなった時、その月から生涯にわたり年金が支給されます。

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813/4812 FAX 046-233-5731

⑪

**傷病補償年金・障がい補償給付 ー労働者災害補償保険ー**

**[ 身 ]**

- 傷病補償年金 … 療養をはじめてから1年半を過ぎても治らず、引続き療養中の方に支給されます。
- 障がい補償給付 … 障がいが出た（症状が固定した）ときに、身体に一定の障がいが残った場合、年金または一時金が支給されます。

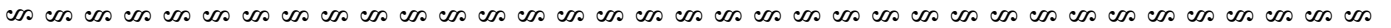
[対 象] 業務上の災害または通勤途上の災害によって負傷または病気になった方

[問い合わせ] **勤務地の労働基準監督署**

**厚木労働基準監督署**

厚木市旭町 2-2-1 ☎ 046-228-1331 FAX 046-228-1334

## 8. 補装具・日常生活用具などの給付



### ① 補装具の交付・修理 [身]

障がいの内容や程度によって、次の補装具の交付や修理が受けられます。

なお、必ず事前の申請が必要です。また、補装具の種類によっては医師意見書により更生相談所の判定を要することもあります。

※市民税課税世帯については、1割負担（上限37,200円）が発生します。

住民税の所得割が46万円以上の世帯の方は、市独自の補装具費の支給があります。詳細はご相談ください。

| 補装具の種類            | 18歳未満 | 18歳以上 | 備 考                                    |
|-------------------|-------|-------|----------------------------------------|
| 義 肢               | ○     | ○     |                                        |
| 装 具               | ○     | ○     |                                        |
| 座位保持装置            | ○     | ○     |                                        |
| 視覚障害者安全つえ         | ○     | ○     |                                        |
| 義 眼               | ○     | ○     |                                        |
| 眼 鏡               | ○     | ○     | 矯正眼鏡・遮光眼鏡・弱視眼鏡・コンタクトレンズ                |
| 補 聴 器             | ○     | ○     | 箱型・耳掛型・挿耳型・骨導式                         |
| 車 い す             | ○     | ○     | 下肢1・2級で歩行障がいのある者を原則                    |
| 電 動 車 い す         | ○     | ○     | 重度の歩行困難者であって、これによらなければ歩行機能の代償ができない者が対象 |
| 歩 行 器             | ○     | ○     |                                        |
| 歩行補助つえ            | ○     | ○     | T字型のつえに関しては日常生活用具                      |
| 座位保持いす            | ○     | ×     |                                        |
| 起立保持具             | ○     | ×     |                                        |
| 頭部保持具             | ○     | ×     |                                        |
| 排便補助具             | ○     | ×     |                                        |
| 重度障がい者用意<br>思伝達装置 | ○     | ○     |                                        |

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

② **日常生活用具の給付** [身・知] 《スマート窓口対応》

在宅の重度の障がい者に対し、日常の便宜を図るため次の用具が給付されます。

なお、必ず事前に申請が必要です。難病の方で、それぞれの用具の給付要件と同程度と認められる方も給付を受けられます（一部を除く）。

住民税の所得割が46万円を越える場合は制度の利用ができません。

※市民税課税世帯については、1割負担（上限37,200円）が発生します。

| 区分        | 種類                    | 給付・貸与を受けられる方の障がい程度                                                                                  | 年齢制限  |
|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 肢         | 便器<br>特殊寝台（訓練用ベッド）    | 1・2級の下肢・体幹機能障がい                                                                                     | 学齢児以上 |
|           | 体位変換器                 | 1・2級の下肢・体幹機能障がい<br>であって下着交換時等に<br>あたって介助を要する者                                                       | 学齢児以上 |
|           | 特殊便器                  | 1・2級の上肢障がい                                                                                          | 学齢児以上 |
|           | 特殊尿器                  | 1級の下肢・体幹機能障がい<br>（常時要介護者に限<br>る。）                                                                   | 学齢児以上 |
|           | 入浴補助用具                | 入浴に介助を必要とする<br>下肢・体幹機能障がい                                                                           | 3歳以上  |
|           | 入浴担架                  | 1・2級の下肢・体幹機能障<br>がいであって入浴に介護を<br>要する者                                                               | 3歳以上  |
|           | 移動リフト                 | 1・2級の下肢・体幹機能障<br>がい                                                                                 | 3歳以上  |
|           | 訓練いす                  |                                                                                                     |       |
|           | 特殊マット                 | 1級の下肢・体幹機能障<br>がい（常時要介護者に限<br>る。）                                                                   | 3歳以上  |
|           | 居宅生活補助用具              | 下肢・体幹機能障がい又は<br>乳幼児期以前の非進行性<br>の脳病変による移動機能障<br>がいを有する者であって、<br>1～3級（特殊便器への取<br>付工事を行う場合は上肢<br>1・2級） | —     |
|           | 移動・移乗支援用具             | 平衡機能又は下肢若しくは<br>体幹機能に障がいを有し、<br>家庭内での移動等において<br>介助を必要とするもの                                          | 3歳以上  |
|           | つえ                    | 下肢又は体幹機能の身体障<br>がい                                                                                  | —     |
| 視         | 視覚障がい者用ポータブル<br>レコーダー | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | 学齢児以上 |
|           | 点字タイプライター             | 1・2級の視覚障がいがあり、<br>就学もしくは就労している<br>か、又は就労が見込まれる<br>もの                                                | —     |
|           | 盲人用時計                 | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | —     |
|           | 歩行時間延長信号機 用小<br>型送信機  | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | 学齢児以上 |
|           | 盲人用体温計（音声）            | 1・2級の視覚障がい者の<br>みの世帯及びこれに準ず<br>る世帯                                                                  | 学齢児以上 |
|           | 盲人用体重計                | 1・2級の視覚障がい者の<br>みの世帯及びこれに準ず<br>る世帯                                                                  | —     |
|           | 電磁調理器                 | 1・2級の視覚障がい者の<br>みの世帯及びこれに準ず<br>る世帯                                                                  | 18歳以上 |
|           | 点字図書                  | 主に点字により情報の入<br>手をしている者                                                                              | —     |
|           | 拡大読書器                 | 本装置で読むことが可能<br>な者                                                                                   | 学齢児以上 |
|           | 活字文書読み上げ装置            | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | 学齢児以上 |
|           | 点字器（点筆含む）             | 視覚障がい者（児）                                                                                           | —     |
| 覚         | 視覚障がい者用ポータブル<br>レコーダー | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | 学齢児以上 |
|           | 点字タイプライター             | 1・2級の視覚障がいがあり、<br>就学もしくは就労している<br>か、又は就労が見込まれる<br>もの                                                | —     |
|           | 盲人用時計                 | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | —     |
|           | 歩行時間延長信号機 用小<br>型送信機  | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | 学齢児以上 |
|           | 盲人用体温計（音声）            | 1・2級の視覚障がい者の<br>みの世帯及びこれに準ず<br>る世帯                                                                  | 学齢児以上 |
|           | 盲人用体重計                | 1・2級の視覚障がい者の<br>みの世帯及びこれに準ず<br>る世帯                                                                  | —     |
|           | 電磁調理器                 | 1・2級の視覚障がい者の<br>みの世帯及びこれに準ず<br>る世帯                                                                  | 18歳以上 |
|           | 点字図書                  | 主に点字により情報の入<br>手をしている者                                                                              | —     |
|           | 拡大読書器                 | 本装置で読むことが可能<br>な者                                                                                   | 学齢児以上 |
|           | 活字文書読み上げ装置            | 1・2級の視覚障がい                                                                                          | 学齢児以上 |
| 点字器（点筆含む） | 視覚障がい者（児）             | —                                                                                                   |       |



| 区分             | 種類                       | 給付・貸与を受けられる方の障がい程度                                  | 年齢制限      |
|----------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|-----------|
| 聴覚・音声・言語       | 通信装置                     | 聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを持つ者                            | 学齢児以上     |
|                | 屋内信号装置                   | 2級の聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者             | —         |
|                | 情報受信装置                   | 聴覚障がい児者でテレビの視聴が可能になる者                               |           |
| その他            | 透析液加温器                   | 1～3級の腎臓機能障がい(自己連携行式腹膜灌流法の透析療法を行うもの)                 | 3歳以上      |
|                | 酸素ボンベ運搬車                 | 医療保険による在宅酸素療法の対象者                                   | —         |
|                | ネブライザー<br>電気式たん吸引器       | 1～3級の呼吸器機能障がい者又は同程度の障がい者                            | 学齢児以上     |
|                | 火災警報器<br>自動消火器           | 1・2級の身体障がい者(火災発生時に感知及び避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)    | —         |
|                | 情報・通信支援用具                | 視覚又は両上肢機能障がい1・2級                                    | 学齢児以上     |
|                | 携帯用会話補助装置                | 音声言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを持つ者             | 学齢児以上     |
|                | 点字ディスプレイ                 | 視覚及び聴覚の重度・重複障がい者(原則視覚1・2級かつ聴覚2級)                    | —         |
|                | 頭部保護帽                    | 転倒等により頭部を強打する恐れのある身体障がい者であって、必要と認められるもの             | —         |
|                | ストマ用装具<br>紙おむつ           | 膀胱又は直腸の機能障がい                                        | —         |
|                | 人工喉頭                     | 音声・言語又はそしゃく機能障がいであって、喉頭摘出者                          | —         |
|                | 収尿器                      | 脊椎損傷等による身体障がい者で、排尿障がい(特に失禁のある者)のため、必要と認められる者        | —         |
|                | 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) | 医療保険における在宅酸素療法を行う者                                  | —         |
|                | 人工呼吸器用自家発電機              | 呼吸器障害3級以上(在宅で人工呼吸器を常時使用しているもの)又は同程度の障がいがあると認められるもの。 | —         |
|                | 人工呼吸器用外部バッテリー            | 呼吸器障害3級以上(在宅で人工呼吸器を常時使用しているもの)又は同程度の障がいがあると認められるもの。 | —         |
|                | 知的障がい                    | 特殊マット                                               | 重度又は最重度の者 |
| 火災警報器<br>自動消火器 |                          | 重度又は最重度の者(火災発生時に感知及び避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)      | —         |
| 特殊便器           |                          | 訓練を行っても排便後の処理ができない重度・最重度の者                          | 学齢児以上     |
| 電磁調理器          |                          | 重度又は最重度の者                                           | 18歳以上     |
| 頭部保護帽          |                          | 重度又は最重度である者で、てんかんの発作により頻繁に転倒する者                     | —         |

[問い合わせ] 障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

③ **補助犬の給付** [身]

視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいにより日常生活に著しい障がいのある方で、所定の訓練を経て、補助犬の使用が適当と認められる方に対し、給付します。

[問い合わせ] **神奈川県障害福祉課** 横浜市中区日本通1 ☎ 045-210-1111 FAX 045-201-2051

④ **訓練用家庭器具の交付** [身]

家庭での訓練に用いる器具及び円滑な家庭生活の維持に必要な生活補助器具を交付（上限3万円）します。

[対象] 身体障害者手帳1～3級または療育手帳A1、A2を持っている在宅の児童  
※3年以内に同交付を受けた児童は除く。

[器具] 片手笛、エアレックスマット、カーシート、座位保持椅子等、チェンジングボード、浮輪付水着、ジョイスティック（PC用）

[問い合わせ] **神奈川県肢体不自由児協会** ☎ 045-311-8742 FAX 045-324-8985  
横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

⑤ **車いすの貸与** [身]

高齢者や障がい、病気などで一時的に車いすが必要になったときに、車いすを短期間貸与します。  
（原則3か月・利用料無料）

[対象] 市内在住（上記条件）で外出や通院で一時的に車いすを必要とする方。  
※介護保険の介護認定者は除く。

[問い合わせ] **海老名市社会福祉協議会** ☎ 046-232-1600 FAX 046-232-9561

⑥ **電話ファックス設置費助成** [身]

福祉事務所及び障がい者間の連絡の手段として、電話ファックスを設置した場合、その経費の一部が助成されます。ただし、リースの場合の助成期間は5年間です。

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731

## 9. 在宅サービス



### ① 電話リレーサービス [身(聴)]

聴覚障がい者等と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、「手話」や「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。24時間・365日利用でき、緊急通報機関への連絡もできます。

[対象] 聴覚や発語に困難のある方

[問い合わせ] 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

☎ 03-6229-5111 FAX 03-6229-5110

### ② 訪問入浴サービス [身]

家庭において入浴が困難な寝たきりの状態にある重度障がい児者に入浴の機会を提供し、健康保持と保健衛生の向上を図ります。週1回程度、巡回により自宅での入浴を行います。

なお、申請時に所定の健康診断書の提出が必要となります。

[対象] 家庭で入浴が困難なねたきり等の64歳以下の重度身体障がい児者

[問い合わせ] 障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

### ③ 配食サービス [身・知]

障がいがあり、調理をすることが困難な18歳以上65歳未満の方のため、1日1回配食サービスを行っています。

[対象] ・調理をすることが困難な18歳以上65歳未満の方

・身体障害者手帳1～3級または療育手帳（知能指数75以下）をお持ちの方

[問い合わせ] 障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

### ④ 緊急通報事業 [身]

身体に障がいのある1人暮らし等の方が、事故や急病等の緊急時にボタン1つ押すことで、緊急通報センターを通じて消防署や担当協力員に通報し、24時間体制で健康と安心を守るものです。

[対象] (1)一人暮らしで、1・2級の肢体不自由または視覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方

(2)身体障がい者のみの世帯で、全員が(1)と同じ障がいのある方

[問い合わせ] 障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

⑤ **レスパイトサービス** [ 知 ]

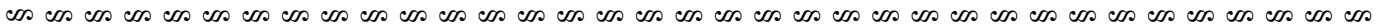
知的障がい児者とその家族の地域生活を支援するサービス（日中一時支援、移動支援、宿泊等）を提供しています。

なお、サービスを利用するには事前に登録が必要です。

[問い合わせ] **社会福祉法人星谷会** ☎ 046-234-0608

海老名市杉久保南3-31-8

## 10. 職 業



### ① **職業相談** [身・知]

#### ●公共職業安定所（ハローワーク）

障がい者の職業紹介については、公共職業安定所の専門の担当者や職業相談員が行います。就職の世話からアフターケアまで、一貫したサービスを行っています。

〔問い合わせ〕 **厚木公共職業安定所** ☎ 046-296-8609 FAX 046-223-2016  
厚木市寿町3-7-10

#### ●障がい者雇用促進センター

就職を希望する障がい者に対し、職業能力評価を中心に職業相談、就職準備支援等を行います。

〔問い合わせ〕 **障がい者雇用促進センター** ☎ 045-633-6110 FAX 045-633-5405  
横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ

#### ●神奈川障害者職業センター

障がい者、事業主に対し、障害者職業カウンセラーによる就職相談、就職準備支援、ジョブコーチによる企業内での支援等を行います。

〔問い合わせ〕 **神奈川障害者職業センター** ☎ 042-745-3131 FAX 042-742-5789  
相模原市南区桜台13-1

#### ●障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援をするために相談等の支援を行います。

〔問い合わせ〕 **障害者就業・生活支援センター “ぼむ”** ☎ 046-232-2444 FAX 046-232-2445  
海老名市東柏ケ谷3-5-1 ウエルストーン相模野103

### ② **職業訓練** [身・知]

相模原市にある神奈川障害者職業能力開発校において、障がい者が就職自立できるように、その能力に適した職業訓練を行っています。

訓練期間は1年又は2年です。訓練科目は加工技術、CAD製図、コンピュータ制御、グラフィックアーツ、OAシステム、OA経理、OAビジネス等の各コースです。

〔問い合わせ〕 **厚木公共職業安定所** ☎ 046-296-8609 FAX 046-223-2016  
**神奈川障害者職業能力開発校** ☎ 042-744-1243 FAX 042-740-1497  
相模原市南区桜台13-1

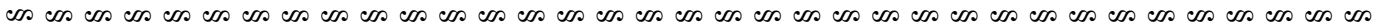
### ③ **雇用促進奨励補助金の交付** [身・知]

市内において、継続して事業を営んでいる中小企業で、障がい者を6か月以上（週20時間以上）常用雇用している事業者に対し、補助金を交付します。

〔交付額〕 市内在住の障がい者を雇用している場合、1人につき年額50,000円  
市外在住の障がい者を雇用している場合、1人につき年額40,000円  
※新規雇用者の場合は、市内外にかかわらず年額100,000円となります。

〔問い合わせ〕 **商工課** ☎ 046-235-4843

## 11. 交 通



### ① 電車運賃の割引 [身・知]

[割引内容] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、次のとおり割引されます。

#### 【JR】

|     | 乗車形態                          | 本人の年齢 | 割引対象                           | 割引率         |
|-----|-------------------------------|-------|--------------------------------|-------------|
| 第1種 | 本人が単独で片道 100km を超える区間を乗車船する場合 | 制限なし  | 普通乗車券                          | 5割引         |
|     | 本人が介護者とともに乗車する場合（距離制限なし）      | 12歳未満 | 普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券除く）       | 本人、介護者とも5割引 |
|     |                               |       | 定期乗車券（介護者に対しては通勤定期乗車券を発売）      | 介護者のみ5割引    |
|     |                               | 12歳以上 | 普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券除く）、定期乗車券 | 本人、介護者とも5割引 |
| 第2種 | 本人が単独で片道 100km を超える区間を乗車船する場合 | 制限なし  | 普通乗車券                          | 5割引         |
|     | 本人が介護者とともに乗車する場合（距離制限なし）      | 12歳未満 | 定期乗車券（介護者に対しては通勤定期乗車券を発売）      | 介護者のみ5割引    |

**【小田急線】**〈単独〉割引なし（但し他線を含んで片道 100km を超える場合にはあり）

〈介護付〉第1種は本人・介護者ともに5割引

**【相模鉄道】**〈単独〉割引なし（但し他線を含んで片道 100km を超える場合にはあり）

〈介護付〉第1種は本人・介護者ともに5割引

**【横浜市営地下鉄】**〈単独〉5割引

〈介護付〉第1種は本人・介護者ともに5割引

**【シーサイドライン】**〈単独〉5割引

〈介護付〉第1種は本人・介護者ともに5割引

[利用方法] 窓口到手帳を提示（12歳以上の第1種手帳所持者が介護者とともに100kmまでの区間に乗車する場合には、自動販売機で小児乗車券を購入し有人改札口で手帳を提示）  
 ※第1種の障がい者手帳をお持ちの方（第2種の障がい者手帳及び子どもは利用不可）は障がい者用の交通系ICカードの購入が可能です。詳細は各駅の窓口へお問い合わせください。

[問い合わせ] **各駅の乗車券販売窓口**

## ② 国内航空運賃の割引 [身・知]

国内線航空旅客運賃が航空会社によって、割引になります。

[対象] 満12歳以上の身体障がい児者・知的障がい児者及び介護者1名

[利用方法] 各航空会社の航空券販売窓口到手帳を提示してください。

※パッケージ旅行の際の割引については、主催旅行者へお問い合わせください。

[問い合わせ] **各航空会社カウンター、営業所及び指定代理店**

## ③ バス運賃の割引 [身・知]

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、次のとおり割引されます。

[割引内容] (1)第1種 身体障がい児者・知的障がい児者及び介護者…5割引(定期券は3割引)

(2)第2種 身体障がい児者・知的障がい児者(本人のみ)…5割引(定期券は3割引)

[利用方法] 手帳もしくは割引証の提示

[申請窓口] 割引証の交付は市役所1階8番窓口で行っています。

身体障害者手帳又は療育手帳を(定期券の場合は印鑑も)持参してください。

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731

## ④ タクシー運賃の割引 [身・知]

運転手に手帳を提示して運賃割引を申し込むことにより、乗車料金から10%の割引が受けられる場合があります。(送迎料金等は割引されません。)

なお、⑤の福祉タクシー利用券との併用もできます。

[対象] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

[問い合わせ] **関東運輸局自動車交通部旅客第1課調査運賃係** ☎ 045-211-7246

**各タクシー会社**

## ⑤ 福祉タクシー事業 [身・知] 《スマート窓口対応》

1枚400円のタクシー券をひと月5枚の割合で年度分(申請月以降分)を交付します。タクシー券は毎年3月31日まで有効です。なお、新年度のタクシー券は4月1日から申請できます。

[対象] ・下肢・体幹・視覚障がい1・2級の方、上肢・内部障がい1級の方

・療育手帳A(知能指数35以下)をお持ちの方

・指定難病に患っていて、神奈川県から指定難病にかかる医療費の助成を受けている方

[注意事項] 施設に入所している方、本人が自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合、本人の障がいを理由に親族が自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合は利用できません。

[必要なもの] 身体障害者手帳又は療育手帳もしくは特定医療(指定難病)医療受給者証、前年度の未使用のタクシー券(お持ちの方のみ)

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731

⑥ **福祉有償運送サービス** [身・知]

単独で交通機関を利用することが困難であり、車両の乗り降りや乗車中に見守りや介助が必要な方が知用可能な、NPO 法人等が行う有償の移送サービスです。ご利用にあたっては、利用登録、利用予約が必要で、年間費及び利用料がかかります。詳細はお問い合わせください。

[問い合わせ] **NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ どり〜む** ☎ 046-232-1998  
**海老名市社会福祉協議会** ☎ 046-232-1600

⑦ **フェリー等運賃の割引** [身・知]

障がい者及び介護者の運賃が概ね5割引されます。(各フェリー会社によって異なる場合があります。)

[対象] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

[問い合わせ] **各フェリー会社**

⑧ **施設通所交通費の助成** [身・知]

交通機関等を利用し、社会福祉施設に通所している心身障がい者に対して、交通費の全部または一部を助成しています。

[対象] 社会福祉施設等に通所する心身障がい者

[手続き] 事業所を通して助成申請を行い、10月(12月支払い)に前期分(4月～9月)と翌年3月(5月支払い)に後期分(10月～翌3月)の請求をもって助成します。

※年度途中に通所を開始した方については、随時申請を受け付けます。

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

⑨ **You Bus (コミュニティバス等) の運賃の割引** [身・知]

「You Bus ぬくもり乗車証」を運転手へ掲示することで、You Bus (コミュニティバス等) を1回100円でご利用できます。乗車証の交付には申請が必要です。

◆申請手続きについて

[対象] 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者

[手続き] 市役所2階 福祉政策課で受付しています。

その他、郵送申請、LINE申請、ホームページからの申請も受け付けています。

※詳しくは、海老名市ホームページから「ぬくもり乗車証」で検索して下さい。

[必要なもの] 身体障害者手帳又は療育手帳

[問い合わせ] 福祉政策課 ☎ 046-235-4820



LINE「海老名市」



乗車証申請ページ  
(市ホームページ)



⑩ 駐車禁止除外指定車標章

[身・知]

駐車禁止除外標章の交付を受けた障がい者の方本人が乗車しているなど使用中の車両で、標章に記載された指定区域で標識による駐車禁止の交通規制が実施されている場所（法定、無余地となる場所は除く。）に駐車することができます。

〔対 象〕 ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、次表に該当する障がいをお持ちの方

| 区 分                                                          |      | 該当する障がい程度 |    |                       |    |    |    |
|--------------------------------------------------------------|------|-----------|----|-----------------------|----|----|----|
|                                                              |      | 1級        | 2級 | 3級                    | 4級 | 5級 | 6級 |
| 視覚障がい                                                        |      | ■         | ■  | ■                     | ■  |    |    |
| 聴覚障がい                                                        |      |           | ■  | ■                     |    |    |    |
| 平衡機能障がい                                                      |      |           |    | ■                     |    |    |    |
| 上肢不自由                                                        |      | ■         | ■  |                       |    |    |    |
| 下肢不自由                                                        |      | ■         | ■  | ■                     | ■  |    |    |
| 体幹不自由                                                        |      | ■         | ■  | ■                     |    |    |    |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい                                    | 上肢機能 |           |    | 一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く |    |    |    |
|                                                              | 移動機能 | ■         | ■  |                       |    |    |    |
| 心臓機能障がい<br>じん蔵機能障がい<br>呼吸器機能障がい<br>ぼうこう又は直腸の機能障がい<br>小腸機能障がい |      | ■         |    | ■                     |    |    |    |
| 肝臓機能障がい                                                      |      | ■         | ■  | ■                     |    |    |    |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい                                         |      | ■         |    | ■                     |    |    |    |

②療育手帳Aをお持ちの方

③色素性乾皮症の方（日の出から日没までに限る。）

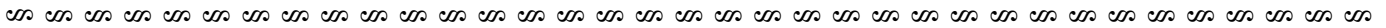
〔問い合わせ〕 海老名警察署交通課 ☎ 046-232-0110

※利用方法については、必ず事前に窓口へお問い合わせください。

神奈川県警察HP <http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4051.htm>



## 12. 自動車



### ① 自動車運転免許の無料教習 [身]

18歳以上の身体障がい者の方が自動車運転免許を取得する場合、次のすべての要件に該当している方は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」での所定の教習料金が無料となります（検定料は有料）。

- [対 象] (1)公共職業安定所に求職登録をしてある方  
(2)県の運転免許試験場での運転適性検査に合格した方  
(3)身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

[注 意 事 項] 入所日は1・4・7・10月の月初めで、教習機関は3か月です。宿泊施設あり（食費のみ有料）。申し込みの締め切りは前月の15日までです。

[問い合わせ] **身体障害者運転能力開発訓練センター** 通称：東園（あずまえん） ※月曜定休  
埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 ☎ 048-481-2711 FAX 048-481-6578  
ホームページ <http://www.Azumaen.or.jp>

### ② 自動車改造費の助成 [身]

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなど操向装置及び駆動装置を改造するための費用について、10万円を限度として助成します。必ず事前の申請が必要です。なお、所得制限があります。

[対 象] 下肢又は体幹障がいの1・2級の方で、通勤等のために自動車を自ら所有し、運転する方

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

### ③ 有料道路通行料金の割引 [身・知]

中日本高速道路株式会社等の有料道路通行料金が5割引となります。なお、登録できる車は原則1人1台で、営業用の車両を除きます。

- [対 象] ・身体障がい者が運転する乗用自動車等（本人又は生計を一にする者が所有するもの）  
・第1種の身体障害者手帳及び療育手帳所有者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用車等（本人又はこれと生計を一にする者又は日常的に介護している者が所有するもの）  
※第2種の療育手帳は対象外です。

[必要なもの] 身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、免許証（本人運転の場合のみ）、ETCカード（障がい者ご本人名義のもの）、ETC車載器管理番号など  
※ETCを利用される方のうち、「マイナポータル」の登録をしている方は、オンライン申請が可能です。

オンライン申請URL：<https://www.expressway-discount.jp>



[注 意 事 項] 自動車を保有されない場合や、事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等は、自動車を登録せずに割引を受けることが可能です。ただし、自動車を登録しない場合、ETCの利用はできません。

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731  
**有料道路ETC割引登録係** ☎ 045-477-1233 FAX 045-474-1110

④ **国際シンボルマーク** [ 身 ]

このマークは障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す全世界共通のマークで障がい者が住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。個人の車に表示することは本来の趣旨とは異なります。障がいのある方が乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって個人の車に表示をしても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じませんのでご注意ください。

〔購入方法〕 郵便局備付の払込取扱票にて郵便振替でご送金ください。

口座番号：00180-2-132429

加入者名：(公財) 日本障害者リハビリテーション協会

通信欄：ご希望の種類・サイズ・枚数

ご依頼人：郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記



|                     |                                                                                                                                                                                                  |                     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|-------|
| 〔価格〕                | ○ステッカー（裏面シール）                                                                                                                                                                                    | ○磁石付ステッカー（裏面磁石）     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |
|                     | <table border="0"> <tr> <td>大 (15.0 cm×15.0 cm)</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>中 (12.0 cm×12.0 cm)</td> <td>350 円</td> </tr> <tr> <td>小 (6.0 cm ×6.0 cm )</td> <td>300 円</td> </tr> </table> | 大 (15.0 cm×15.0 cm) | 500 円 | 中 (12.0 cm×12.0 cm) | 350 円 | 小 (6.0 cm ×6.0 cm ) | 300 円 | <table border="0"> <tr> <td>大 (15.5 cm×14.5 cm)</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>中 (12.0 cm×12.0 cm)</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>小 (6.0 cm ×6.0 cm )</td> <td>800 円</td> </tr> </table> | 大 (15.5 cm×14.5 cm) | 1,700 円 | 中 (12.0 cm×12.0 cm) | 1,100 円 | 小 (6.0 cm ×6.0 cm ) | 800 円 |
| 大 (15.0 cm×15.0 cm) | 500 円                                                                                                                                                                                            |                     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |
| 中 (12.0 cm×12.0 cm) | 350 円                                                                                                                                                                                            |                     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |
| 小 (6.0 cm ×6.0 cm ) | 300 円                                                                                                                                                                                            |                     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |
| 大 (15.5 cm×14.5 cm) | 1,700 円                                                                                                                                                                                          |                     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |
| 中 (12.0 cm×12.0 cm) | 1,100 円                                                                                                                                                                                          |                     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |
| 小 (6.0 cm ×6.0 cm ) | 800 円                                                                                                                                                                                            |                     |       |                     |       |                     |       |                                                                                                                                                                                                      |                     |         |                     |         |                     |       |

〔問い合わせ〕 **公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会**

東京都新宿区戸山1-22-1 ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

⑤ **身体障がい者標識（四葉マーク）** [ 身 ]

肢体不自由であることを理由に、その免許に条件を付されている方が車を運転する場合に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対する幅寄せや割込を行った運転者は道路交通法の規定により罰せられます。

〔購入方法〕 各都道府県の交通安全協会またはカー用品店

〔問い合わせ〕 **警察庁交通企画課** ☎ 03-3581-0141

**神奈川県交通安全協会** ☎ 045-478-0166



⑥ **聴覚障がい者標識** [ 身（聴） ]

聴覚障がいであることを理由にその免許に条件を付されている方が車を運転する場合において表示するマークで、マークの表示については義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対する幅寄せや割込を行った運転者は道路交通法の規定により罰せられます。

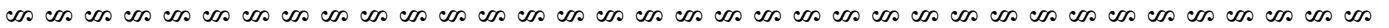
〔購入方法〕 各都道府県の交通安全協会またはカー用品店

〔問い合わせ〕 **警察庁交通企画課** ☎ 03-3581-0141

**神奈川県交通安全協会** ☎ 045-478-0166



### 13. 税・使用料の減免等



#### ① 所得税の障害者控除 [身・知]

本人、配偶者、扶養家族が障がい者である場合、所得税額の基礎となる所得から一定額が控除されます。

- [対象] (1) 障がい者控除 (納税義務者・納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族)
- ・ 3級から6級までの身体障がい者又は知能指数75以下の人 27万円
  - ・ 1級から2級までの身体障がい者又は知能指数35以下の人 40万円
- (2) 同居の配偶者及び扶養親族者の控除 (特別障がい者)
- ・ 1級から2級までの身体障がい者又は知能指数35以下の人 75万円

[問い合わせ] **大和税務署** 大和市中央5-14-22 ☎ 046-262-9411

※所得税を源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係へお問い合わせください。

#### ② 市県民税の非課税 [身・知]

次に該当する方は、市民税及び県民税が非課税になります。

[対象] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、前年の所得が135万円以下の場合

[問い合わせ] **市民税課** ☎ 046-235-8594

#### ③ 相続税の障害者控除 [身・知]

相続人が85歳未満で障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

- [対象] (1) 障がい者控除 6万円 × (85歳に達するまでの年数)
- ・ 3級から6級までの身体障がい者
  - ・ 療育手帳B (知能指数75以下)の方
- (2) 特別障がい者控除 12万円 × (85歳に達するまでの年数)
- ・ 1級又は2級の身体障がい者
  - ・ 療育手帳A (知能指数35以下)の方

[問い合わせ] **大和税務署** 大和市中央5-14-22 ☎ 046-262-9411

#### ④ 贈与税の非課税 [身・知]

信託受益権の価格のうち、特別障がい者は6,000万円まで、中軽度知的障がい者は3,000万円まで贈与税の課税価格に算入されません。

[対象] 特別障がい者 (身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A又は知能指数35以下)、中軽度の知的障がい者 (療育手帳B1、B2) を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合

[問い合わせ] **大和税務署** 大和市中央5-14-22 ☎ 046-262-9411

⑤ **個人事業税の減免等** [身]

次の方が個人で事業を営む場合、納期限までに申請をすることにより、事業税が減免となります。  
 [対 象] 身体障害者手帳の交付を受けている方で、1級から4級までに該当する場合、  
 事業税が5,000円減免になります。

[問い合わせ] **厚木県税事務所** 厚木市水引2-3-1 ☎ 046-224-1111

⑥ **NHK放送受信料の減免** [身・知]

次のとおり、NHK放送受信料が半額又は全額減免されます。

|      | 種別        | 免除対象                                                                                                                |
|------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全額免除 | 身体障がい者    | 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合                                                                            |
|      | 知的障がい者    | 所得税法又は地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合             |
| 半額免除 | 視覚・聴覚障がい者 | 視覚又は聴覚の障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主であり、かつ、受信契約者である場合                                                                   |
|      | 重度の身体障がい者 | 身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1又は2級）の方が、世帯主であり、かつ、受信契約者である場合                                                                |
|      | 重度の知的障がい者 | 所得税法又は地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者（療育手帳ではA1又はA2）と判定された方が、世帯主であり、かつ、受信契約者である場合 |

[手続方法] 印鑑と身体障害者手帳又は療育手帳を持参し、障がい福祉課で申請書に証明を受け、窓口に郵送

[申請窓口] **NHK営業サービス株式会社 神奈川事業所**  
 川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス6F

[問い合わせ] **NHK横浜放送局 経営管理企画センター** ☎ 045-212-2661  
 月～金（祝日を除く） 10:00～17:00

**NHK視聴者コールセンター** ☎ 0120-151515

⑦

**自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免**

〔身・知〕

次に該当する方は、自動車税環境性能割・自動車税種別割が減免されます。なお、自動車（軽自動車を含む）を複数台所有していても、減免できるのは1台のみです。

自動車税の減免を受けた場合、軽自動車税の免除と福祉タクシー券の交付を受けることはできません。

〔対 象〕 ● 障がい等級

(1) 身体障害者手帳

- ・ 下肢 … 1～7級 ・ 上肢 … 1・2級 ・ 体幹 … 1～5級
- ・ 内部 … 1～4級 ・ 聴覚 … 2・3級 ・ 音声言語 … 3級
- ・ 平衡機能 … 3・5級 ・ 視覚 … 1～3級、4級の一部

(2) 療育手帳A

● 自動車

| 区分 | 自動車の所有者               | 自動車の運転者                               |
|----|-----------------------|---------------------------------------|
| 1  | 障がい者の方                | 障がい者の方                                |
| 2  |                       | 障がい者の方と生計を一にする方<br>(障がい者のため運転するものに限る) |
| 3  | 障がい者と生計を一にする方         | 障がい者の方                                |
| 4  |                       | 障がい者の方と生計を一にする方<br>(障がい者のため運転するものに限る) |
| 5  | 障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方 | 障がい者の方を常時介護する方<br>(障がい者のため運転するものに限る)  |

※生計を一にする方とは、障がい者の所在地から半径2km以内にお住いの親族の方をいいます。

〔必要なもの〕 【必ずご用意いただくもの】

ア 障害者に係る自動車税環境性能割・自動車税種別割減免申請書

イ 障害者に係る自動車税環境性能割・自動車税種別割減免申請内容確認書

※ア及びイは、自動車税管理事務所又は県税事務所にあります。

ウ お持ちの障害者手帳

エ 運転免許証

オ 自動車検証

【必要に応じてご用意いただくもの】

減免の対象となる自動車の区分2～4に該当し、障がい者の方と別居している場合、又は区分5に該当する場合は、お住いの状況に応じて次の書類をご用意ください。

| お住まいの状況              |                        | 必要書類                                                                |
|----------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 区分【2】～【4】<br>に該当する場合 | 障がい者の方が福祉施設等に入所していない場合 | ・障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど（注1））                        |
|                      | 障がい者の方が福祉施設等に入所している場合  | ・障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど）<br>・入所している施設の長が発行した証明書（注2） |
| 区分【5】に該当する場合         |                        | ・福祉事務所長等が発行する常時介護証明書（発行されない場合は、自動車税管理事務所または県税事務所にお問い合わせください。）       |

(注1)障がい者の方と生計を一にする方が障がい者の住所地からおおむね半径2km以内の場所に居住している親族の場合は、親族であることが確認できる書面（戸籍謄本など）をもって必要な書類に代えることができます。

(注2)施設に証明書の発行を依頼する用紙は、自動車税管理事務所又は県税事務所にあります。

〔申請窓口〕 自動車税種別割の減免申請 … **厚木県税事務所** 厚木市水引2-3-1

☎ 046-224-1111 FAX 046-225-1785

自動車税環境性能割の免除申請 … **自動車税監視事務所相模支所**

愛甲郡愛川町中津4075

☎ 046-285-0198 FAX 046-286-1719

〔問い合わせ〕 **自動車税コールセンター** ☎ 045-973-7110

月～金（祝日、年末年始を除く） 8:00～17:15（5月中は18:00まで）

⑧ **軽自動車税（種別割）の免除** [身・知]

次に該当する者又はその者と生計を一にする者が所有し、もっぱらその者のために使用される軽自動車の軽自動車税（種別割）が免除されます。

軽自動車税（種別割）の免除を受けた場合、福祉タクシー券の交付を受けることはできません。

〔対象〕 (1)身体障害者手帳

- ・ 下肢 … 1～7級 ・ 上肢 … 1・2級 ・ 体幹 … 1～5級
- ・ 内部 … 1～4級 ・ 聴覚 … 2・3級 ・ 音声言語 … 3級
- ・ 平衡機能 … 3・5級 ・ 視覚 … 1～3級、4級の一部

(2)療育手帳A

〔必要なもの〕 身体障害者手帳又は療育手帳、マイナンバーカード、運転免許証、納税通知書

〔手続期間〕 納期限まで ※毎年申請が必要です。

〔問い合わせ〕 **市民税課** ☎ 046-235-8593

⑨ **水道料金の減免** [身・知]

次の世帯は、基本料金及び消費税相当分（1,533円/2か月・税別）が減免されます。

- [対 象] (1)特別児童扶養手当・児童扶養手当を受けている世帯  
(2)療育手帳Aをお持ちの方がいる世帯  
(3)身体障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯  
(4)次の2つ以上に該当する方がいる世帯
- ・身体障害者手帳3級
  - ・療育手帳B
  - ・精神障害者保健福祉手帳2級

[必要なもの] 障害者手帳、水道料金領収書、手当証書など

※詳細は問い合わせ先へご連絡ください。

[問い合わせ] **水道局海老名営業所** 海老名市上郷7-1-7 ☎ 046-234-4111 FAX 046-234-4110

⑩ **家庭系ごみ指定収集袋の減免** [身・知]

次の世帯には、世帯人数に応じて指定収集袋を支給します。なお、市で年3回対象者の抽出を行い、年度途中で対象となった方には月割りで送付するため、申請等は不要です。

- [対 象] (1)身体障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯かつ市町村民税非課税世帯  
(2)療育手帳Aをお持ちの方がいる世帯かつ市町村民税非課税世帯

[支 給 量] 燃やせるごみ : 10リットル80枚相当  
燃やせないごみ : 10リットル5枚相当及び10リットル25枚相当追加交付の権利  
(1人当たり・年間)

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

⑪ **市営駐車場の割引** [身・知]

海老名中央公園地下駐車場の利用料金について、時間単価に係る利用料金の半額を免除します。

※最大料金を半額にするものではありません。

[対 象] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方（介護者運転を含む）

[利用方法] 料金精算時に手帳を提示します。

[問い合わせ] **海老名中央公園地下駐車場管理事務所** ☎ 046-232-9299

⑫ **市営有料自転車等駐車場使用料の減免** [身・知]

海老名市有料自転車等駐車場使用料が免除になります。

[対 象] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

[問い合わせ] 各市営有料自転車等駐車場の管理等

※希望する自転車等駐車場に直接お問い合わせください。



⑬

**公共施設附帯駐車場の減免**

[ 身 ・ 知 ]

えびな市民活動センター（ビナレッジ・ビナスポ）、海老名運動公園、北部公園、中野公園、文化会館、中央図書館、総合福祉会館の駐車料金が免除になります。

〔対 象〕 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方（付き添いの方が駐車場を利用する場合も免除対象）

〔問い合わせ〕 **各公共施設**

⑭

**利子非課税制度（少額預金・少額公債の利子非課税）**

[ 身 ・ 知 ]

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者等が、一定の手続きにより預け入れた少額預金（又は他金融機関の非課税預金等の申告額との合計）及び一定の手続きにより購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本 350 万円を限度として、利子等が非課税になります。ただし、少額預金の非課税制度の適用範囲は、他の金融機関の非課税預金等の申告額との合計で元本 350 万円が限度となります。

〔対 象〕 (1)身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方  
(2)障がいを支給事由とする年金を受けている方  
(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等)  
(3)障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

〔必要なもの〕 住民票の写し、手帳又は年金証書などの確認書類

〔問い合わせ〕 ゆうちょ銀行、金融機関、証券会社等 ※詳しくは各窓口でお問合せください。

⑮

**NTT番号案内料の免除（ふれあい案内）**

[ 身 ・ 知 ]

「104番」をご利用される場合、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号を申し出ることにより、無料となります。

〔対 象〕 (1)視覚障がい身体障害者手帳をお持ちの方  
(2)肢体不自由（体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）で1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方  
(3)聴覚障がい身体障害者手帳をお持ちの方  
(4)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい身体障害者手帳をお持ちの方  
(5)療育手帳をお持ちの方

〔問い合わせ〕 **NTT東日本ふれあい案内担当** ☎ 0120-104174 FAX 0120-104134  
9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

⑩ **携帯電話基本使用料等の割引** [身・知]

携帯電話の基本使用料が割引になります。無料通話・メール他付加機能使用料・適用開始時期等については会社ごとに扱いが異なりますので、各会社の営業窓口へお問い合わせください。

[対象] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方  
[問い合わせ]

| 会社       | サービス名     | 問い合わせ先 (各社の携帯電話から) |
|----------|-----------|--------------------|
| NTTドコモ   | ハーティ割引    | 0120-800-000 (151) |
| au(KDDI) | スマイルハート割引 | 0077-7-111 (157)   |
| ソフトバンク   | ハートフレンド割引 | 各ソフトバンクショップへ       |

⑪ **点字郵便物料金の免除** [身(視)]

視覚障がいの方が、次の郵便物を出される際、郵送料が免除されます。

[対象] ・視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物  
・視覚障がい者用の録音テープなどの録音物又は点字用紙 (指定を受けている点字図書館、点字出版施設等宛に差し出す場合、又はそこから差し出される場合)  
[問い合わせ] お近くの日本郵便窓口

⑫ **福祉電話** [身・知]

福祉電話とは、緊急時にボタンひとつで通報ができたり、受話器を置いたまま会話を楽しめたりと、高齢者や障がいのある方のための電話機です。次のとおり月額料金の割引があります。

[対象] (1)65歳以上で次のいずれかに該当する方  
・一人暮らし  
・心身障がい者、寝たきりの配偶者又は未成年者とのみ生計を共にする方  
(2)身体障害者手帳の交付を受けている方

[問い合わせ] **NTT各営業窓口** ☎ 116



⑬ **がん検診等** [身]

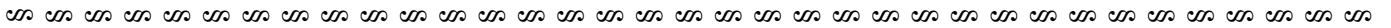
以下の方は、がん検診等の費用が無料になります。

[対象] 65歳以上74歳未満で身体障害者手帳1～3級の方

[内容] がん検診、オーラルフレイル検診、肝炎ウイルス検診

[問い合わせ] **健康推進課** ☎ 046-235-7880

## 14. 住 宅



### ① **住宅設備改良費の助成** [身・知]

次に該当する障がい者（原則として視覚障がい又は肢体不自由）のために、玄関・台所・浴室・便所・廊下等をその障がいの特性に応じた改造する場合、その費用をそれぞれの限度額まで助成します（世帯の課税状況により補助率が異なります）。必ず事前の申請が必要です。

- [対 象] (1) 玄関・台所・浴室・便所・廊下その他の改造工事（限度額 80 万円）
- ア 1 級又は 2 級の身体障がい児者
  - イ 知能指数 35 以下の人
  - ウ 3 級の身体障害者手帳を持ち、知能指数 50 以下の人
- (2) 天井走行式移動リフトの設置（限度額 100 万円）
- 下肢又は体幹機能障がいの 1 級又は 2 級の者で移動が困難である者（児童及び 6 5 歳以上の者を除く。）
- (3) 環境制御装置の設置（限度額 60 万円）
- 四肢機能障がいが 1 級又は 2 級の者（児童を除く。）

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

### ② **市営住宅への優先入居** [身・知]

入居申込の際、抽選における当選優遇措置があります。また、障がい者用住戸にも申込みができます。市営住宅の入居者募集は、毎年 6 月に実施します。定期に行う入居者募集の内容は、6 月 1 日号の「広報えびな」でお知らせします。（6 月 1 日以降、「海老名市ホームページ」でも掲載します。）

なお、6 月以降空きがあった場合は、12 月に追加募集を行う場合があります。

申込み資格に条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。

- [対 象] 申込者又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方がいること
- (1) 1～4 級までの身体障がい者
  - (2) A1、A2、B1 の判定を受けた知的障がい者 など

[問い合わせ] **住宅まちづくり課** ☎ 046-235-9606

### ③ **市営住宅家賃の減免又は執行猶予** [身・知]

市営住宅に入居していて、世帯の収入が一定額以下の場合、市営住宅の家賃等の減免又は執行猶予が受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

- [対 象] 入居者及び同居者のうち、重度の障がい者（1、2 級の身体障がい者、1 級の精神障がい者又は重度の知的障がい者等）がいる場合

[問い合わせ] **住宅まちづくり課** ☎ 046-235-9606

④ **県営住宅への優先入居** [身・知]

入居申込の際、当選率が一般より3倍相当（新築の場合は5倍相当）になります。また身体障がい者については、身体障がい者世帯向住宅（車いす利用者用、その他障がい者用）に申込みできます。募集時期等は県の広報等でお知らせします。

[対 象] 現在同居し、又は同居しようとする家族に次の人がいる世帯  
※世帯の収入金額等、申し込み資格に制限があります。

- (1) 1～4級までの身体障がい者
- (2) 重度・中度の知的障がい者

[問い合わせ] **(一社) かながわ土地建物保全協会**  
☎ 045-201-3673 FAX 045-201-8405

⑤ **県営住宅家賃の減免** [身・知]

県営住宅へ入居していて世帯の収入が一定額以下の収入の場合、次のとおり減免が受けられます。

[対 象] 5割 … 1・2級の身体障がい者又は重度の知的障がい者がいる家庭  
3割又は2割 … 3・4級の身体障がい者又は中度の知的障がい者がいる家庭

[問い合わせ] **(一社) かながわ土地建物保全協会**  
☎ 045-201-3673 FAX 045-201-8405

⑥ **都市再生機構の入居優遇** [身・知]

入居申込の際、当選率が一般よりも10倍相当になります（一部団地を除く）。

[対 象] (1) 1～4級までの身体障がい者  
(2) 重度の知的障がい者で常時介護を要する方

[問い合わせ] **独立行政法人 都市再生機構募集販売本部** ☎ 03-3347-4375

⑦ **グループホーム等家賃の助成** [身・知]

グループホーム等に入居している場合、家賃（管理費、共益費及び消費税を含む）を限度額まで助成します。

※毎月1日から末日まで入居している方が助成の対象であり、月の途中で入退去をした場合は対象外となります。

[対 象] グループホーム等に入居しており、海老名市からサービスの支給決定を受けている

[金 額] (1) 市民税非課税で特別給付費を受給されている方：限度額17,500円  
(2) 市民税課税で特別給付費を受給されていない方：限度額20,000円

※家賃が限度額以内の場合は家賃額を助成します。

※生活保護を受給されている方は対象外です。

[問い合わせ] **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

## 15. スポーツ・レクリエーション



### ① **神奈川県障害者スポーツ大会** [身・知]

神奈川県にお住まいの身体障がい児者・知的障がい児者が参加し、各競技会を行います。参加できる種目は障がいの種類・状態によって異なります。

〔対 象〕 13歳以上の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

〔種 目〕 ボウリング（知的）、アーチェリー（身体）、フライングディスク（身体・知的）、陸上（身体・知的）、水泳（身体・知的）、卓球（身体、知的）、ボッチャ（身体）

〔申 込 方 法〕 市ホームページから申込書をダウンロードし、神奈川県身体障害者連合会へ直接郵送  
〈送付先〉〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2

神奈川県身体障害者連合会 宛

※市役所1階8番窓口でも申込書を配布しています。

※種目ごとに申込期日が異なります。詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shogaisha/shogaisha/1015038.html>

〔問い合わせ〕 **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731

**公益財団法人神奈川県身体障害者連合会** ☎ 045-311-8736 FAX 045-316-6860

### ② **神奈川県ゆうあいピック大会** [知]

神奈川県にお住まい、通学又はお勤めの知的障がい者が参加し、バスケットボール、バレーボール、サッカー等団体競技についての競技会を行います。県の広報で申込期間等をお知らせします。

〔対 象〕 12歳以上の療育手帳をお持ちの方

〔問い合わせ〕 **県障害者スポーツ振興協議会** ☎ 045-311-8744 FAX 045-316-6860

### ③ **障がい者スポーツ教室** [身・知]

身体・知的障がい児者の方が、身近な地域でスポーツに親しみ、楽しむための教室を県下各地で開催します。

〔問い合わせ〕 **神奈川県障害福祉課** ☎ 045-210-4709 FAX 045-201-2051

**神奈川県障害者社会参加推進センター事務局**

☎ 045-311-8744 FAX 045-316-6860

### ④ **夏季地域活動費助成** [身・知]

7月～11月までにキャンプ等レクリエーションをする場合、資金が援助されます。締め切りや限度額等は年によって異なります。

〔対 象〕 (1)在宅身体障がい児者団体  
(2)在宅知的障がい児者団体

〔問い合わせ〕 **神奈川県肢体不自由児協会** ☎ 045-311-8742 FAX 045-324-8985

⑤ **神奈川県福祉バス** [身・知]

障がい者の方がレクリエーション等の団体活動に出かけるときに利用できる、車いす昇降リフト付大型バスを運行します。(年間2日まで利用できます。)

利用日の3か月前の同日から受付が開始されますので、電話かファックスで申込をして下さい。利用希望者多数の場合は抽選になります。また、空きがあれば利用日の10日前まで受付可能です。

[対 象] 障がい児者を含む20人以上47人までのグループ  
(利用者の3分の1以上が障がい児者であること。車いすリフト付きバスは39名)

[問い合わせ] **神奈中観光(株)福祉バス係** ☎ 042-706-4990 FAX 042-788-2651

東京都町田市鶴間1534-1 受付時間:月~金(10:00~12:00)

※既に利用が確定している方で、変更・中止等緊急の場合は下記にご連絡をお願いします。

緊急連絡先(24時間対応) ・ 0463-23-6433 FAX 0463-23-4424

⑥ **障害者更生センター** [身・知]

障がい者やその家族が気軽に宿泊、休養できるよう、次の所に宿泊施設があります。

| 名 称                            | 所 在 地                           | 電話番号<br>F A X 番号             |
|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 障害者研修保養センター<br>横浜あゆみ荘          | 〒224-0062<br>横浜市都筑区葛が谷2-3       | 045-941-8383<br>045-941-3045 |
| 埼玉県障害者保養センター<br>伊豆潮風館          | 〒413-0231<br>静岡県伊東市富戸字先原1317-89 | 0557-51-1504<br>0557-51-3436 |
| 兵庫県立浜坂心身障害者更生保養センター<br>浜坂温泉保養荘 | 〒669-6702<br>兵庫県美方郡新温泉町浜坂775    | 0796-82-3645<br>0796-82-3647 |
| しあわせの村                         | 〒651-1106<br>兵庫県神戸市北区しあわせの村1-1  | 078-743-8183<br>078-743-8180 |
| 愛媛県障害者更生センター<br>道後友輪荘          | 〒790-0843<br>愛媛県松山市道後町2-12-11   | 089-925-2013<br>089-925-2086 |

⑦ 施設等の料金割引

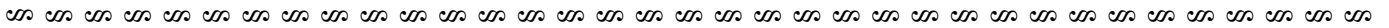
| 名 称                                  | 所 在 地                         | 電話番号<br>F A X番号              | 障がい者割引等の対象／内容               |          |                  |                  |
|--------------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------|----------|------------------|------------------|
|                                      |                               |                              | 身障者<br>手帳                   | 療育<br>手帳 | 精神保健<br>福祉手帳     | 介助者              |
| 高座清掃施設組合屋内温水プール                      | 〒243-0417<br>海老名市本郷20-1       | 046-238-8780<br>046-238-8781 | 無料                          |          |                  |                  |
| 海老名運動公園屋内プール・総合<br>体育館全施設・陸上競技場      | 〒243-0424<br>海老名市社家4032-1     | 046-235-7204<br>046-233-7718 | 無料<br>(各会議室は除く)             |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 北部公園屋内プール・体育室・<br>トレーニング室            | 〒243-0431<br>海老名市上今泉6-14-1    | 046-292-3300<br>046-292-3308 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| えびな市民活動センター<br>ピナスポ                  | 〒243-0421<br>海老名市さつき町51-2     | 046-259-9450<br>046-235-4139 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 県立三ツ池公園                              | 〒230-0013<br>横浜市鶴見区三ツ池公園1-1   | 045-581-0287<br>045-573-0889 | 無料                          |          |                  |                  |
| そごう美術館                               | 〒220-8510<br>横浜市西区高島町2-18-1   | 045-465-5515<br>045-465-2298 | 前売料金扱い<br>(料金は展覧会により異なる)    |          | 同左<br>(1名)       | 同左<br>(1名)       |
| 帆船日本丸・<br>横浜みなと博物館                   | 〒220-0012<br>横浜市西区みなとみらい2-1-1 | 045-221-0280<br>045-221-0277 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 横浜ランドマークタワー69階<br>展望フロアスカイガーデン       | 〒220-8169<br>横浜市西区みなとみらい2-2-1 | 045-222-5030<br>045-222-5039 | 半額                          |          | 半額<br>(1名)       | 半額<br>(1名)       |
| 三菱みなとみらい技術館                          | 〒220-8401<br>横浜市西区みなとみらい3-3-1 | 045-200-7351<br>045-200-9902 | 無料                          |          |                  |                  |
| 横浜美術館                                | 〒220-0012<br>横浜市西区みなとみらい3-4-1 | 045-221-0300<br>045-221-0317 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 日本郵船歴史博物館<br>日本郵船氷川丸                 | 〒231-0002<br>横浜市中区海岸通3-9      | 045-211-1923<br>045-211-1929 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 馬の博物館                                | 〒231-0853<br>横浜市中区根岸台1-3      | 045-662-7581<br>045-662-7713 | 無料                          |          | 半額<br>(1名)       | 半額<br>(1名)       |
| 横浜市技能文化会館                            | 〒231-8575<br>横浜市中区万代町2-4-7    | 045-681-6551<br>045-664-9400 | 駐車料金が無料                     |          |                  |                  |
| 三溪園                                  | 〒231-0824<br>横浜市中区本牧三之谷58-1   | 045-621-0634<br>045-621-6343 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 神奈川県立歴史博物館                           | 〒231-0006<br>横浜市中区南仲通5-60     | 045-201-0926<br>045-201-7364 | 無料<br>(特別展は別料金)             |          | 無料<br>(2名)       | 無料<br>(2名)       |
| 横浜開港資料館                              | 〒231-0021<br>横浜市中区日本大通3       | 045-201-2100<br>045-201-2102 | 無料                          |          |                  |                  |
| 横浜都市発展記念館                            | 〒231-0021<br>横浜市中区日本大通12      | 045-663-2424<br>045-663-2453 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 横浜ユーラシア文化館                           | 〒231-0021<br>横浜市中区日本大通12      | 045-663-2424<br>045-663-2453 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| シルク博物館                               | 〒231-0023<br>横浜市中区山下町1        | 045-641-0841<br>045-671-0727 | 無料                          |          | 無料<br>(2名)       | 無料<br>(2名)       |
| マリンルージュ・<br>マリンシャトル・シーバス             | 〒231-0023<br>横浜市中区山下公園地先      | 045-671-7719<br>045-651-6543 | 1種・A1半額<br>2種・A2県内在住半額      |          | 半額<br>(1種・A1・精神) | 半額<br>(1種・A1・精神) |
| 横浜人形の家                               | 〒231-0023<br>横浜市中区山下町18       | 045-671-9361<br>045-671-9022 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 大佛次郎記念館                              | 〒231-0862<br>横浜市中区山手町113      | 045-622-5002<br>045-622-5071 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)*      | 無料<br>(1名)*      |
| 県立神奈川近代文学館                           | 〒231-0862<br>横浜市中区山手町110      | 045-622-6666<br>045-623-4841 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| ブリキのおもちゃ博物館                          | 〒231-0862<br>横浜市中区山手町239      | 045-621-8710<br>045-623-1696 | 大人200円→150円<br>小中学生100円→50円 |          | 同左<br>(2名)       | 同左<br>(2名)       |
| よこはま動物園ズーラシア                         | 〒241-0001<br>横浜市旭区上白根町1175-1  | 045-959-1000<br>045-951-0777 | 無料                          |          | 無料<br>(2名)       | 無料<br>(2名)       |
| 横浜市電保存館                              | 〒235-0012<br>横浜市磯子区滝頭3-1-53   | 045-754-8505<br>045-754-8507 | 無料                          |          |                  |                  |
| 神奈川県立金沢文庫                            | 〒236-0015<br>横浜市金沢区金沢町142     | 045-701-9069<br>045-788-1060 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 横浜市立金沢動物園                            | 〒236-0042<br>横浜市金沢区釜利谷東5-15-1 | 045-783-9101<br>045-782-9972 | 無料                          |          | 無料<br>(2名)       | 無料<br>(2名)       |
| 横浜・八景島シーパラダイス<br>アクアリゾート<br>(水族館3施設) | 〒236-0006<br>横浜市金沢区八景島        | 045-788-9632<br>0120-17-4848 | アクアリゾートパス<br>半額             |          | 同左<br>(1名)       | 同左<br>(1名)       |
| 横浜市歴史博物館                             | 〒224-0003<br>横浜市都筑区中川中央1-18-1 | 045-912-7777<br>045-912-7781 | 無料                          |          | 無料<br>(1名)       | 無料<br>(1名)       |
| 県立保土ヶ谷公園<br>(テニスコート、プール等)            | 〒240-0017<br>横浜市保土ヶ谷区花見台4-2   | 045-331-5321<br>045-340-3901 | 駐車場減免あり                     |          |                  |                  |

| 名 称                                | 所 在 地                         | 電話番号<br>F A X番号              | 障がい者割引等の対象／内容                      |          |              |            |
|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------------|----------|--------------|------------|
|                                    |                               |                              | 身障者<br>手帳                          | 療育<br>手帳 | 精神保健<br>福祉手帳 | 介助者        |
| 県立地球市民かながわプラザ                      | 〒247-0007<br>横浜市栄区小菅ケ谷1-2-1   | 045-896-2121<br>045-896-2299 | 無料<br>(常設展示室・駐車場の<br>み)            |          |              | 無料<br>(2名) |
| 障害者スポーツ文化センター<br>横浜ラポール            | 〒222-0035<br>横浜市港北区鳥山町1752    | 045-475-2001<br>045-475-2053 | 個人利用に限り無料<br>ホールの利用は半額             |          |              | 無料<br>(2名) |
| 川崎市市民ミュージアム                        | 〒211-0052<br>川崎市中原区等々力1-2     | 044-754-4500<br>044-754-4533 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立近代美術館葉山                       | 〒240-0111<br>三浦郡葉山町一色2208-1   | 046-875-2800<br>046-875-2574 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立近代美術館鎌倉                       | 〒248-0005<br>鎌倉市雪ノ下2-1-53     | 0467-22-5000<br>0467-23-2464 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立近代美術館鎌倉別館                     | 〒248-0005<br>鎌倉市雪ノ下2-8-1      | 0467-22-7718<br>—            | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 神奈川県立フラワーセンター<br>大船植物園             | 〒247-0072<br>鎌倉市岡本1018        | 0467-46-2188<br>0467-46-2486 | 無料(駐車場利用の際は駐車券と手帳<br>持参の上管理事務所で手続) |          |              |            |
| 県立相模原公園<br>かながわグリーンハウス             | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台1889    | 042-778-6816<br>042-778-6817 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 相模原市立相模川ふれあい科学館                    | 〒252-0243<br>相模原市中央区水郷田名1-5-1 | 042-762-2110<br>042-762-2668 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 相模原市立博物館                           | 〒252-0221<br>相模原市中央区高根3-1-15  | 042-750-8030<br>042-750-8061 | プラネタリウム、全天周映画観覧料、有料<br>の特別展が無料     |          |              |            |
| 相模原麻溝公園<br>ふれあい動物広場ホールの乗馬          | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台2317-1  | 042-778-3900<br>—            | 無料<br>(小学生以下)                      |          |              | —          |
| 相模原市立市民健康文化センター                    | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台1872-1  | 042-747-3776<br>042-747-3777 | 無料(プール・浴室利用に限る)                    |          |              |            |
| 相模原市立北市民健康文化センター<br>(さがみはら北の丘センター) | 〒252-0134<br>相模原市緑区下九沢2071-1  | 042-773-5570<br>042-773-1221 | 無料(プール・浴室利用に限る)                    |          |              |            |
| 新磯ふれあいセンター(浴室)                     | 〒252-0326<br>相模原市南区新戸2268-1   | 046-255-1311<br>046-255-1361 | 無料                                 |          |              |            |
| さがみはらグリーンプール                       | 〒252-0242<br>相模原市中央区横山5-11-1  | 042-758-3151<br>042-758-3127 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(2名) |
| 銀河アリーナ(アイススケート場、<br>水泳プール、トレーニング室) | 〒252-0229<br>相模原市中央区弥栄3-1-6   | 042-776-5311<br>042-776-5353 | 無料                                 |          |              |            |
| 相模原市立鶴野森公園屋外水泳プール<br>(7/1～9/10のみ)  | 〒252-0301<br>相模原市南区鶴野森1-25-1  | 042-747-4641<br>—            | 無料                                 |          |              |            |
| 相模原市立総合体育館                         | 〒252-0328<br>相模原市南区麻溝台2284-1  | 042-748-1781<br>042-748-1747 | 無料                                 |          |              |            |
| 相模原市立北総合体育館                        | 〒252-0134<br>相模原市下九沢2368-1    | 042-763-7711<br>042-763-7712 | 無料                                 |          |              |            |
| 相模原市立けやき体育館                        | 〒252-0236<br>相模原市中央区富士見6-6-23 | 042-753-9030<br>042-769-1200 | 無料                                 |          |              |            |
| サン・エールさがみはら                        | 〒252-0131<br>相模原市緑区西橋本5-4-20  | 042-775-5665<br>042-775-5515 | 無料(個人利用(卓球、トレーニング)<br>の場合に限る)      |          |              |            |
| いやしの湯・青根緑の休暇村                      | 〒252-0162<br>相模原市緑区青根844      | 042-787-2288<br>042-787-2118 | 3時間まで700円→400円<br>1日1000円→600円     |          |              | —          |
| 藤野やまなみ温泉                           | 〒252-0186<br>相模原市緑区牧野4225-1   | 042-686-8073<br>042-686-8023 | 3時間まで600円→300円<br>1日900円→500円      |          |              | —          |
| 県立辻堂海浜公園<br>(ジャンボプール、交通展示館)        | 〒251-0046<br>藤沢市辻堂西海岸3-2-1    | 0466-34-0011<br>0466-34-3733 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 江の島岩屋                              | 〒251-0036<br>藤沢市江の島1丁目        | 0466-24-4141<br>(観光案内所)      | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 江の島サムエル・コッキング苑                     | 〒251-0036<br>藤沢市江の島2-3-28     | 0466-23-0623<br>0466-23-0623 | 無料                                 |          |              | 同左<br>(1名) |
| 江の島展望灯台                            | 〒251-0036<br>藤沢市江の島2-3-28     | 0466-23-2444<br>0466-23-2445 | 大人(中学生以上)150円<br>小人(小学生)80円        |          |              | 同左<br>(1名) |
| 新江ノ島水族館                            | 〒251-0035<br>藤沢市片瀬海岸2-19-1    | 0466-29-9960<br>0466-29-9972 | 3歳以上の障がい者手帳をお持ちの<br>ご本人と同伴者1名が半額   |          |              |            |
| 平塚市宮湘南海岸公園プール<br>(夏季のみ)            | 〒254-0805<br>平塚市高浜台32-1       | 0463-24-5565<br>—            | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 厚木市ふれあいプラザ                         | 〒243-0807<br>厚木市金田1156        | 046-225-2081<br>046-225-6333 | 無料                                 |          |              |            |
| 厚木市荻野運動公園プール                       | 〒243-0202<br>厚木市中荻野1500       | 046-225-2689<br>046-242-6007 | 無料                                 |          |              | 無料<br>(1名) |
| 厚木市子ども科学館                          | 〒243-0018<br>厚木市中町1-1-3 7F    | 046-221-4152<br>046-224-9666 | 無料                                 |          |              |            |



| 名 称                   | 所 在 地                     | 電話番号<br>F A X番号              | 障がい者割引等の対象／内容                        |          |              |                |
|-----------------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------------------|----------|--------------|----------------|
|                       |                           |                              | 身障者<br>手帳                            | 療育<br>手帳 | 精神保健<br>福祉手帳 | 介助者            |
| 大和市引地台温水プール           | 〒242-0022<br>大和市柳橋4-5000  | 046-260-5757<br>046-262-7133 | 無料                                   |          |              | 無料<br>(1名)*    |
| 神奈川県立生命の星・地球博物館       | 〒250-0031<br>小田原市入生田499   | 0465-21-1515<br>0465-23-8846 | 無料                                   |          |              | 無料<br>(1名)     |
| 小田原文学館                | 〒250-0013<br>小田原市南町2-3-4  | 0465-22-9881<br>0465-22-9881 | 無料                                   |          |              | 無料<br>(1名)     |
| 小田原フラワーガーデン           | 〒250-0055<br>小田原市久野3798-5 | 0465-34-2814<br>0465-34-0435 | 無料                                   |          |              | 無料<br>(1名)     |
| 小田原城天守閣               | 〒250-0014<br>小田原市城内6-1    | 0465-23-1373<br>0465-22-0776 | 無料                                   |          |              |                |
| 小田原城歴史見聞館             | 〒250-0014<br>小田原市城内3-6-1  | 0465-22-5795<br>0465-22-0776 | 無料                                   |          |              |                |
| 小田原市尊徳記念館             | 〒250-0852<br>小田原市栢山2065-1 | 0465-36-2381<br>0465-37-7367 | 展示室観覧料が無料                            |          |              | 同左<br>(1名)     |
| 足柄ふれあいの村              | 〒250-0121<br>南足柄市広町1507   | 0465-72-2010<br>0465-72-2013 | 利用料金が免除<br>※食事代等は実費                  |          |              | 条件あり           |
| 三浦ふれあいの村              | 〒238-0114<br>三浦市初声町和田3136 | 046-888-2100<br>046-888-2152 | 利用料金が免除<br>※食事代等は実費                  |          |              | 条件あり           |
| 城ヶ島大橋                 | 〒238-0232<br>三浦市三崎町城ヶ島    | 046-888-0588<br>046-882-0056 | 本人の運賃は<br>約半額                        | —        |              |                |
| 伊勢原市立子ども科学館           | 〒259-1142<br>伊勢原市田中76     | 0463-92-3600<br>0463-92-3601 | 半額                                   |          |              |                |
| 伊勢原市御所の入<br>「森のコテージ」  | 〒259-1101<br>伊勢原市日向1818   | 0463-96-5515<br>—            | 半額                                   |          |              |                |
| いこいの村あしがら             | 〒258-0012<br>大井町柳260      | 0465-82-2381<br>0465-82-2384 | 大人500円引<br>小人300円引                   | —        |              |                |
| 清川村ふれあいセンター<br>「別所の湯」 | 〒243-0112<br>清川村煤ヶ谷1619   | 046-288-3900<br>046-288-3901 | 入館料のみ半額<br>村内在住者無料                   |          |              | —              |
| 宮ヶ瀬湖遊覧船「みやがせ21」       | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4  | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                                   |          |              | —              |
| ロードトレイン「ミーヤ号」         | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4  | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                                   |          |              | —              |
| 宮ヶ瀬湖畔園地<br>「小中沢駐車場」   | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4  | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 普通車・軽自動車・二輪車駐車料金無料                   |          |              |                |
| 宮ヶ瀬ダムインクライン           | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4  | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                                   |          |              | —              |
| ロードトレイン「愛ちゃん号」        | 〒243-0111<br>清川村宮ヶ瀬940-4  | 046-288-3600<br>046-288-3961 | 無料                                   |          |              | —              |
| 愛川ふれあいの村              | 〒243-0307<br>愛川町半原3390    | 046-281-1611<br>046-281-3601 | 利用料金が免除<br>※食事代等は実費                  |          |              | 条件あり           |
| 箱根関所                  | 〒250-0521<br>箱根町箱根1       | 0460-83-6635<br>0460-83-6383 | 100円引き<br>団体の場合は申請による割引有             |          |              |                |
| 森のふれあい館               | 〒250-0521<br>箱根町箱根381-4   | 0460-83-6006<br>0460-83-6003 | 大人50円引き、小学生100円引き<br>団体利用は別途申請書あり    |          |              |                |
| 箱根湿生花園                | 〒250-0631<br>箱根町仙石原817    | 0460-84-7293<br>0460-84-6871 | 100円引き、団体利用<br>は別途申請書有               |          |              | 同左<br>(1名)     |
| 箱根彫刻の森美術館             | 〒250-0493<br>箱根町二平1121    | 0460-82-1161<br>0460-82-1169 | 一般1,000円、高校・大学生700円<br>小中学生500円      |          |              | 1,000円<br>(2名) |
| 箱根町立郷土資料館             | 〒250-0311<br>箱根町湯本266     | 0460-85-7601<br>0460-85-7200 | 一般100円、小中学生50円<br>団体20名以上は50円、小中学生無料 |          |              | 無料<br>(1名)     |
| 真鶴町立中川一政美術館           | 〒259-0201<br>真鶴町真鶴1178-1  | 0465-68-1128<br>0465-68-1126 | 観覧料が無料                               |          |              | 同左<br>(1名)     |
| 東京都葛西臨海水族園            | 〒134-8587<br>江戸川区臨海町6-2-3 | 03-3869-5152<br>03-3869-5155 | 無料                                   |          |              | 無料<br>(1名)     |
| 東京都夢の島熱帯植物館           | 〒136-0081<br>江東区夢の島3-2    | 03-3522-0281<br>03-3522-0283 | 無料                                   |          |              | 無料<br>(1名)     |
| 東京都江戸東京博物館            | 〒130-0015<br>墨田区横綱1-4-1   | 03-3626-9974<br>03-3626-9950 | 常設展、特別展ともに無<br>料                     |          |              | 無料<br>(2名)     |
| よみうりランド               | 〒206-8566<br>稲城市矢野口4015-1 | 046-966-1111<br>046-955-6303 | 入園料18歳以上1,000円<br>3歳～高校生 500円        |          |              | 同左<br>(1名)     |
| NHKスタジオパーク            | 〒150-8001<br>渋谷区神南2-2-1   | 03-3485-8034<br>03-3485-8204 | 無料                                   |          |              | 無料<br>(1名)     |

## 16. その他



### ① **点字・録音刊行物の貸出** [身(視)]

点字、録音による県のたより、市の広報、図書などの貸出を行っています。

[対象] 視覚障がいをお持ちの方

[問い合わせ] **神奈川県ライトセンター** ☎ 045-364-0023 FAX 045-364-0027  
**海老名市社会福祉協議会** ☎ 046-235-0220 FAX 046-232-9561  
**障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731

### ② **郵便投票制度** [身]

選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けることにより、郵便による不在者投票が認められます。

[対象] (1) 1級又は2級の両下肢もしくは体幹機能障がいをお持ちの方  
(2) 1級から3級までの内部障がいをお持ちの方

[問い合わせ] **選挙管理委員会(海老名市役所内)** ☎ 046-235-4905 FAX 046-233-9118

### ③ **補助犬の公共施設・交通機関の同伴** [身]

身体障害者補助犬法施行により、視覚障がい者が同伴する盲導犬、聴覚障がい者が同伴する聴導犬、肢体不自由者が同伴する介助犬等の公共施設・交通機関及び、デパート・スーパー・ホテル・飲食店などへの同伴が可能になりました。

### ④ **各種講習会**

手話、点字、音声訳、筆記通訳、誘導の技術等の学習を行います。開催時期は、広報等でお知らせします。

[問い合わせ] **海老名市社会福祉協議会** ☎ 046-235-0220 FAX 046-232-9561

### ⑤ **視覚障がい者技能習得援助資金の貸付** [身(視)]

中途失明等により離職を余儀なくされた視覚障がい者(障がいの程度が6级以上)が、あんまマッサージ指圧し、はり師及びきゅう師に転職するために盲学校等に入学して技能を修得する場合に貸付を受けることができます。

[問い合わせ] **(財)神奈川県雇用開発協会** ☎ 045-633-6110 FAX 045-633-5428

⑥

**生活福祉資金貸付制度**

[ 身 ・ 知 ]

|      |              |                                                                   |
|------|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| 更生資金 | 生業費          | 世帯の自立更生の為に必要な事業を営むのに必要な資金                                         |
|      | 技能習得費        | 障がい者が就職する為の知識・資格技術習得に必要な資金、及びその期間中の生計維持に必要な資金                     |
| 福祉資金 | 福祉費          | 機能訓練装具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等、住居の移転等に必要な費用、技能習得するために必要な支度をする経費(支度費) |
|      | 障がい者等福祉用具購入費 | 高額な福祉機器の購入などに必要な資金                                                |
|      | 障がい者自動車購入費   | 自動車運転免許を保有する障がい者が自ら運転する場合と、障がい者の社会参加用の自動車購入資金                     |
|      | 住宅資金         | 障がい・高齢のために住宅の増改築などをするのに必要な資金                                      |

※低所得世帯向けの貸付もあります。

[対 象] 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの世帯で他から融資を受けることが困難な方

[利 子] 3%

[問い合わせ] **海老名市社会福祉協議会** ☎ 046-235-0220 FAX 046-232-9561

⑦

**ニュー福祉定期貯金**

[ 身 ・ 知 ]

次に掲げる方は、1年定期貯金の約定利率に0.25%を上乗せした利率が適用されます。

[対 象] (1) 障害基礎年金等の受給者（老齢基礎年金は該当しません。）

(2) 児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者

[預金限度額] 3,000,000円（障がい者マル優の適用が受けられます。）

[必要なもの] 印鑑、年金証書又は手当証書もしくは受給者証明書

[問い合わせ] **ゆうちょ銀行**

※一部の金融機関にも同様の制度がありますので、各金融機関にお問い合わせください。

⑧

**青い鳥 郵便はがき**

[ 身 ・ 知 ]

毎年4月1日から5月31日まで、次の方を対象に郵便はがき20枚が無料配布されます。

[対 象] (1) 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方

(2) 療育手帳Aをお持ちの方

[問い合わせ] **日本郵便の窓口**

⑨ 視覚障がい者のためのボランティア団体

| 名称    | 点訳グループみのりの会                                                                                                                                                                                                              | 音声訳ボランティア矢ぐるまの会                                                                                             |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的    | 情報や読み物等を点字に書き換え(点訳)目の不自由な方に送ります。また、地図や物の形が手で触れて判る触図や文字を大きくする拡大写本を作成、送ります。                                                                                                                                                | 目の不自由な方で身体障がい者手帳をお持ちの方に、情報や読み物などを録音版製作(CD・テープ)し、送ります。                                                       |
| 活動内容  | ○公的刊行物の点訳<br>広報えびな・社協えびな・ごみと資源を出す日のカレンダー<br>○個人依頼の点訳<br>○触図・拡大写本の作成<br>駅周辺・散歩コース・ハイキングコース等の地図等依頼に応じます。                                                                                                                   | ○公的刊行物の音声訳<br>広報えびな・社協えびな・市議会だより等<br>○声のたより「矢ぐるま」<br>地域の情報・身近な話題<br>○個人依頼による各種の図書・新聞・雑誌・カタログなどの音声訳<br>○対面朗読 |
| 利用費用  | 点訳・送料は無料。                                                                                                                                                                                                                | 録音版製作代・送料は無料。<br>ただし、個人依頼のときは一部負担がある場合があります。                                                                |
| 利用申込先 | 海老名市社会福祉協議会ボランティアセンター<br>☎ 046-235-0220 (代表) 046-232-1600 (直通) FAX 046-232-9561<br>受付時間 午前8時30分～午後5時15分<br>曜日 月～金と第2土曜日開設(祝、年末年始を除く)<br>ホームページ <a href="http://www.ebina-shakyo.or.jp">http://www.ebina-shakyo.or.jp</a> |                                                                                                             |

⑩ 聴覚障がい者のためのボランティア団体

| 名称    | 筆記通訳 風                                                                                                                                                                                                                   | 手話サークル さつき会                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 目的    | 耳の不自由な方に文字で情報を伝える。                                                                                                                                                                                                       | 手話の学習を通して聴覚障がい者を理解し共に歩むことを学びます。<br>定期的に学習会を開き、また行事を通して聞こえない方々と交流を図っています。 |
| 活動内容  | 講演会・会議での OHP、病院・学校でのノートテイク、テープ起こし。                                                                                                                                                                                       | 手話学習 (週2回)                                                               |
| 利用費用  | 無料                                                                                                                                                                                                                       |                                                                          |
| 利用申込先 | 海老名市社会福祉協議会ボランティアセンター<br>☎ 046-235-0220 (代表) 046-232-1600 (直通) FAX 046-232-9561<br>受付時間 午前8時30分～午後5時15分<br>曜日 月～金と第2土曜日開設(祝、年末年始を除く)<br>ホームページ <a href="http://www.ebina-shakyo.or.jp">http://www.ebina-shakyo.or.jp</a> |                                                                          |

## 【無料の図書宅配サービス】

図書資料の自宅への取り寄せ、返却、往復配送、いずれのサービスも無料でご利用いただけます。

○貸出期間：4週間

※予約が入っていない場合はお申し出いただいた日から4週間の延長が可能です。

○貸出点数：図書資料10点、視聴覚資料2点

※有馬図書館では申し込みのみ受け付けております。

※発送は全て中央図書館からとさせていただきます。

〔対 象〕 海老名市内在住かつ以下のいずれかの手帳をお持ちの方

・身体障害者手帳1～6級

・療育手帳A・B

〔必要なもの〕 身体障害者手帳又は療育手帳（必ず手帳の原本をお持ちください。）

〔手続方法〕 1. 本人または代理人が、中央・有馬図書館のいずれかの図書館に、手帳を持参の上、ご来館ください。

2. カウンターで申込用紙に必要事項をご記入ください。

3. 代理人の方が手続きする場合は、代理人の本人確認書類（免許証等）をご持参ください。

なお、中央図書館、有馬図書館の館内には、車椅子をご用意しております。また、中央図書館では、視覚障害や身体等の不自由により、一般的な印刷物を読むことが困難な方に対して、以下のサービスをご用意しております。ご希望の方はカウンターまたはお電話でお申し込みください。

## 【対面朗読サービス】

図書館の音訳ボランティアが対面朗読室にてご希望の本等をお読みするサービスです。ご利用は事前予約にて承ります。

## 【音訳図書資料の貸出】

再生には、デジ再生機か専用のデジ再生ソフトが入ったPCが必要です。

m p 3対応のCDプレーヤーで聴ける資料も一部ありますので、詳しくは、図書館職員にお問い合わせください。

〔問い合わせ〕 **中央図書館** ☎ 046-231-5152

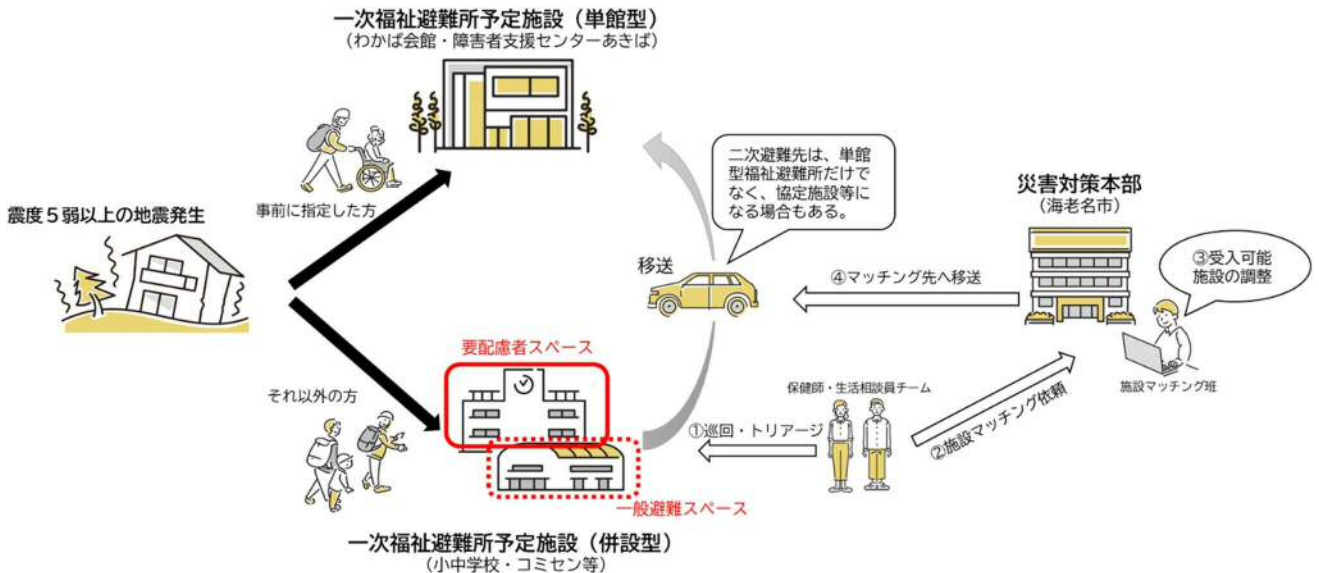
**有馬図書館** ☎ 046-238-4646

⑫ **一次福祉避難所予定施設** [身・知]

避難所において一般避難者との共同生活が困難な障がい者等が避難できる場所として、一次福祉避難所予定施設単館型と併設型の2種類あります。

併設型では、一般避難者の居住エリアとは別に要配慮者居住エリアが設置されています。

(避難イメージ)



|                          | 避難対象者                                                                                                     | 施設名                                                                                | 備考                                |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 一次福祉避難所<br>予定施設<br>(単館型) | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1, 2級かつ療育手帳Aの方</li> <li>医療的ケア(呼吸又は栄養に関するもの)が必要な方</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>海老名市立わかば会館</li> <li>障害者支援センターあきば</li> </ul> | 受入状況によっては、併設型からの二次的な受け入れも行います。    |
| 一次福祉避難所<br>予定施設<br>(併設型) | 一般避難者と同じ居住エリアでの生活が困難な要配慮者                                                                                 | 小・中学校、コミセン等                                                                        | 併設型福祉避難所での生活が困難な方は、単館型等への移送を行います。 |

⑬ **要援護者ベスト** [身・知]

地震や台風などの災害で避難の際に、障がいの内容等を記載したシールを貼り、周囲の人々に援護等が必要なことを知らせる「要援護者ベスト」を障がい者へ無料配布しています。

〔対象〕 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、特定疾患の受給者証をお持ちの方

〔配布物〕 要援護者ベスト、告知シール、災害サポートカード、保管用巾着袋

〔問い合わせ〕 **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813  
FAX 046-233-5731



⑭ **避難行動要支援者名簿** [身・知]

災害時などにおいて迅速な避難支援を行うため、在宅者で避難の際に支援を必要とする方の名簿を作成し、災害時はもとより、地域で避難支援者となる民生委員や自治会などによる日頃からの見守りや支援活動などに活用します。

〔対 象〕 在宅で生活している方で、災害が発生した場合等に自力で避難することが難しい次の方を対象としています。

(1) 身体障害者手帳（総合等級）1・2級（第1種）をお持ちの方

（心臓機能障がい又は腎臓機能障がいにのみ該当する方は除く。）

(2) 視覚障がい（3級又は4級）、聴覚障がい（3級）、下肢機能障がい（3級）、体幹機能障がい（3級）をお持ちの方

(3)療育手帳をお持ちの方

(4)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方（単身世帯）

〔登録方法〕 障がい福祉課へ避難行動要支援者登録同意書を提出することで、要支援者として登録されます。

※個人情報保護の観点から情報提供するためには、本人の同意が必要となります。

〔名簿提出先〕 名簿は、市の関係部署で情報共有するとともに、消防本部・警察署・民生委員児童委員・自治会・地区社会福祉協議会の支援者へ情報提供します。

〔提供情報〕 支援者に事前提供する情報は、避難支援に必要な最小限の情報で、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の緊急連絡先・避難支援等を必要とする事由などです。

〔注 意〕 大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまで、「その時にできる範囲内での支援」となります。名簿は、日頃からの見守り活動及び災害時の避難支援の目的以外には利用しません。

※名簿登録は、確実な支援や救出を保障するものではありません。

⑮ **ヘルプマーク** [身・知]

義足や人工関節を使用している方や、内部障がいや難病、精神障がいや知的障がいまたは妊娠初期の方など、援助や配慮が必要としていることが外見では分からない方々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されました。

〔問い合わせ〕 **障がい福祉課** ☎ 046-235-4813 FAX 046-233-5731



心身障がい者(児)福祉制度早見表 ○・・・該当 △・・・一部該当 聴・・・聴覚障がい

| 制 度    |                     | 自立<br>支援          | 医療        | 手当・年金等      |                 |                         |                |         |                    |                     | 補装具・日生活具           |                   |           |           |               |              |  |
|--------|---------------------|-------------------|-----------|-------------|-----------------|-------------------------|----------------|---------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-----------|-----------|---------------|--------------|--|
| 障がいの種別 |                     | 等級<br>(障がい程度)     | 障がい者医療の助成 | 更生医療・育成医療   | 神奈川県在宅重度障がい者等手当 | 海老名市障がい者福祉手当            | 障害基礎年金・障害厚生年金  | 特別障害者手当 | 障害児福祉手当            | 特別児童扶養手当            | 児童扶養手当             | 心身障害者扶養共済制度       | 補装具の交付・修理 | 日常生活用具の交付 | 訓練用家庭器具の交付    | 電話ファックス設置費助成 |  |
| 身体障がい者 | 視覚障がい               | 1                 |           | △           | △               | △                       | ○              | ○       | △                  | ○                   | ○                  | ○                 | ○         | △         |               |              |  |
|        |                     | 2                 |           | △           | △               | △                       | ○              | ○       | △                  |                     | ○                  | ○                 | ○         | ○         | △             |              |  |
|        |                     | 3                 |           | △           | △               |                         | ○              | △       |                    |                     | ○                  |                   | ○         | ○         | △             |              |  |
|        |                     | 4                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   | ○         | △         |               |              |  |
|        |                     | 5                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   | ○         | △         |               |              |  |
|        |                     | 6                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   | ○         | △         |               |              |  |
|        | 聴覚又は<br>平衡機能障がい     | 2                 |           | △           | △               | △                       | ○              | ○       | △                  | △                   | ○                  | △                 | ○         | 聴         | △             |              |  |
|        |                     | 3                 |           | △           | △               |                         | ○              | ○       |                    |                     | ○                  |                   | ○         | 聴         | △             |              |  |
|        |                     | 4                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   |           | 聴         | △             |              |  |
|        |                     | 5                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   |           |           | △             |              |  |
|        |                     | 6                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   | 聴         | △         |               |              |  |
|        | 音声・言語               | 3                 |           | △           | △               |                         | ○              | ○       |                    |                     | ○                  |                   | ○         | ○         | △             |              |  |
|        |                     | 4                 |           |             | △               |                         |                | △       |                    |                     |                    |                   | △         | △         |               |              |  |
|        | 肢体不自由<br>(上肢・下肢・体幹) | 1                 |           | △           | △               | △                       | ○              | ○       | △                  | ○                   | ○                  | △                 | ○         | ○         | △             | △            |  |
|        |                     | 2                 |           | △           | △               | △                       | ○              | ○       | △                  | △                   | ○                  | △                 | ○         | ○         | △             | △            |  |
|        |                     | 3                 |           | △           | △               |                         | ○              | △       |                    |                     | ○                  | △                 | ○         | ○         | △             | △            |  |
|        |                     | 4                 |           |             | △               |                         | △              |         |                    |                     | △                  |                   | ○         | △         | △             |              |  |
|        |                     | 5                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   | ○         | △         | △             |              |  |
|        |                     | 6                 |           |             | △               |                         |                |         |                    |                     |                    |                   | ○         | △         | △             |              |  |
|        | 内 部 障 が い           | 1                 |           | △           | △               | △                       | ○              | △       | △                  | △                   | ○                  | △                 | ○         | ○         | △             |              |  |
| 2      |                     |                   | △         | △           | △               | ○                       | △              | △       | △                  | ○                   |                    | ○                 | ○         | △         |               |              |  |
| 3      |                     |                   | △         | △           |                 | ○                       | △              |         |                    | ○                   |                    | ○                 | ○         | △         |               |              |  |
| 4      |                     |                   |           | △           |                 |                         | △              |         |                    |                     |                    | ○                 | △         |           |               |              |  |
| 知的障がい者 | 最重度                 | A1                |           | △           |                 | △                       | ○              | ○       | △                  | △                   | ○                  |                   |           | △         |               |              |  |
|        | 重度                  | A2                |           | △           |                 | △                       | ○              | ○       | △                  | △                   | ○                  |                   |           | △         |               |              |  |
|        | 中度                  | B1                |           | △           |                 |                         | ○              | △       |                    |                     | △                  |                   |           |           |               |              |  |
|        | 軽度                  | B2                |           | △           |                 |                         | ○              | △       |                    |                     | △                  |                   |           |           |               |              |  |
| 備 考    |                     | P10516を<br>ご覧ください |           | 新規64歳以下のみ適用 | 重複重度障がいの方       | 世帯すべての方が<br>市町村住民税非課税の方 | 20歳以上の特別重度障がい者 | 20歳未満の方 | 20歳未満の障がい児を扶養している方 | 20歳未満の障がい児を扶養している家庭 | 父親が重度の障がい者で児童がいる家庭 | 保護者が65歳未満で健康であること | 事前申請(要)   | 事前申請(要)   | 定められたものに限る(要) | 18歳未満児       |  |
| 該当ページ  |                     | 12                | 19        | 20          | 22              | 23                      | 23             | 25      | 26                 | 26                  | 27                 | 27                | 29        | 30        | 32            | 32           |  |



平...平衡機能障がい 合...身体障がいと知的障がいの合併障がい 下...下肢 体...体幹

| 在宅サービス   |              |              | 交通                 |           |         |          |            | 自動車       |            | 税・使用料の減免等  |             |                |         |               |                | 住宅           |            |            |                 |            |           |            |    |
|----------|--------------|--------------|--------------------|-----------|---------|----------|------------|-----------|------------|------------|-------------|----------------|---------|---------------|----------------|--------------|------------|------------|-----------------|------------|-----------|------------|----|
| 訪問入浴サービス | 配食サービス       | 緊急通報         | 電車運賃の割引            | 国内航空運賃の割引 | バス運賃の割引 | 福祉タクシー事業 | 施設通所交通費の助成 | 自動車改造費の助成 | 有料道路通行料の割引 | 所得税の障がい者控除 | NHK放送受信料の減免 | 自動車税、自動車取得税の免除 | 水道料金の減免 | 家庭系ごみ指定収集袋の減免 | 市営駐車場及び駐輪場等の割引 | 公共施設附帯駐車場の減免 | 住宅設備改良費の助成 | 市営住宅への優先入居 | 市営住宅家賃の減免又は執行猶予 | 県営住宅への優先入居 | 県営住宅家賃の減免 | 手話・要約筆記の派遣 |    |
|          | ○            | △            | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          | △         | ○          | △          | ○           | ○              | ○       | ○             | ○              | △            | ○          | ○          | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          | ○            | △            | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          | △         | ○          | △          | ○           | ○              | ○       | ○             | ○              | △            | ○          | ○          | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          | ○           | 合              |         | ○             | ○              |              | ○          |            | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          | △           |                |         | ○             | ○              |              | ○          |            | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          |             |                |         | ○             | ○              |              |            |            |                 |            |           |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          | ○           | ○              | ○       | ○             | ○              | △            | ○          | ○          | ○               | ○          | ○         | 聴          |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          | ○           | 合              |         | ○             | ○              |              | ○          |            | ○               | ○          | ○         | 聴          |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          |             |                |         | ○             | ○              |              | ○          |            | ○               | ○          | ○         | 聴          |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          | 平           |                |         | ○             | ○              |              |            |            |                 |            |           | 聴          |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          |             |                |         | ○             | ○              |              |            |            |                 |            |           |            |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          | ○           | 合              |         | ○             | ○              |              | ○          |            | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          | △         | ○          | △          |             |                |         | ○             | ○              |              | ○          |            | ○               | ○          | ○         |            |    |
| △        | ○            | △            | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          | 下体        | △          | ○          | △           | ○              | ○       | ○             | ○              | △            | ○          | ○          | ○               | ○          | ○         |            |    |
| △        | ○            | △            | ○                  | ○         | ○       | △        | ○          | 下体        | △          | ○          | △           | ○              | ○       | ○             | ○              | △            | ○          | ○          | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          |           | △          | ○          | △           | 下体             | 合       |               | ○              | ○            | 合          | ○          |                 | ○          | ○         |            |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          |           | △          | ○          | △           | 下              |         |               | ○              | ○            |            | ○          |                 | ○          | ○         |            |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          |           | △          | ○          | △           | 下体             |         |               | ○              | ○            |            | ○          |                 | ○          | ○         |            |    |
|          |              |              | ○                  | ○         | ○       |          | ○          |           | △          | ○          | △           | 下              |         |               | ○              | ○            |            | ○          |                 | ○          | ○         |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          |           | △          | ○          | △           | ○              | ○       | ○             | ○              | △            | ○          | ○          | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          |           | △          | ○          | △           | ○              | ○       | ○             | ○              | △            | ○          | ○          | ○               | ○          | ○         |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          |           |            | ○          | △           | ○              | 合       |               | ○              | ○            | 合          | ○          |                 | ○          | ○         |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          |           |            | ○          | △           | ○              | 合       |               | ○              | ○            |            |            |                 |            |           |            |    |
|          | ○            |              | ○                  | ○         | ○       | ○        | ○          |           |            | ○          | △           | ○              | 合       |               | ○              | ○            |            |            |                 |            |           |            |    |
| きりの方     | 自宅での入浴が困難な寝た | 調理をすることが困難な者 | 一人暮らしで、1・2級の肢体不自由等 | 第一種は単独    | 第一種は単独  | 第一種は単独   | 第一種は単独     | 第一種は単独    | 第一種は単独     | 第一種は単独     | 第一種は単独      | 第一種は単独         | 第一種は単独  | 第一種は単独        | 第一種は単独         | 第一種は単独       | 第一種は単独     | 第一種は単独     | 第一種は単独          | 第一種は単独     | 第一種は単独    | 主に聴覚障がいの方  |    |
| 2        | 33           | 33           | 33                 | 36        | 37      | 37       | 37         | 38        | 40         | 40         | 42          | 43             | 44      | 46            | 46             | 46           | 47         | 49         | 49              | 49         | 50        | 50         | 68 |

## 福祉関係機関一覧

| 名称                                | 電話                   | FAX          | 所在地                               |
|-----------------------------------|----------------------|--------------|-----------------------------------|
| 海老名市役所 障がい福祉課                     | 046-235-4812<br>4813 | 046-233-5731 | 海老名市勝瀬175-1                       |
| えびなこどもセンター                        | 046-235-7880         | 046-235-7980 | 海老名市中新田377                        |
| 海老名市総合福祉会館                        | 046-231-4122         | 046-232-9561 | 海老名市めぐみ町6-3                       |
| 海老名市障がい者サポートセンター                  | 046-244-3950         | -            | 海老名市勝瀬175-1                       |
| 海老名市社会福祉協議会                       | 046-235-0220         | 046-232-9561 | 海老名市勝瀬175-1                       |
| わかば会館                             | 046-235-2700         | 046-235-2800 | 海老名市中新田383-1                      |
| わかば学園                             | 046-235-2703         | 046-292-1088 | 海老名市中新田383-1<br>わかば会館3階           |
| わかばケアセンター                         | 046-235-2701         | 046-235-2800 | 海老名市中新田383-1<br>わかば会館1階           |
| 海老名市障害者第一デイサービスセンター(通称:レインボードリーム) | 046-237-3055         | 046-237-3056 | 海老名市社家5-8-16                      |
| 海老名市障害者第二デイサービスセンター(通称:かっぱ堂)      | 046-233-0333         | 046-233-0334 | 海老名市望地2-24-1                      |
| 海老名市障害者支援センターあきば                  | 046-240-0775         | 046-240-0768 | 海老名市上今泉6-11-20                    |
| 相談支援事業所 びーな'S                     | 046-292-1122         | 046-233-0022 | 海老名市中新田383-1<br>わかば会館2階           |
| 地域活動支援センター 結夢                     | 046-235-2704         | 046-235-2515 | 海老名市中新田383-1<br>わかば会館2階           |
| 相談支援事業所 結夢+                       | 046-240-9751         | 046-240-0768 | 海老名市上今泉6-11-20<br>障害者支援センターあきば 2階 |
| 厚木保健福祉事務所                         | 046-224-1111         | 046-225-4146 | 厚木市水引2-3-1                        |
| 厚木児童相談所                           | 046-240-6430         | 046-225-1735 | 厚木市水引2-11-7                       |
| 神奈川県立総合療育相談センター                   | 0466-84-5700         | 0466-84-2970 | 藤沢市亀井野3119                        |
| 神奈川県                              | 045-210-1111         | 045-201-2051 | 横浜市中区日本大通1                        |
| 海老名警察署                            | 046-232-0110         |              | 海老名市大谷2-1                         |
| 海老名郵便局                            | 046-233-6787         | 046-233-6832 | 海老名市中央2-7-5                       |
| 大和税務署                             | 046-262-9411         |              | 大和市中央5-14-22                      |
| 厚木県税事務所                           | 046-224-1111         | 046-225-1785 | 厚木市水引2-3-1                        |
| 厚木公共職業安定所                         | 046-296-8609         | 046-223-2016 | 厚木市寿町3-7-10                       |
| 障害者就業・生活支援センター“ぽむ”                | 046-232-2444         | 046-232-2445 | 海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウェルストーン相模野103       |
| 小田急海老名駅                           | 046-232-7103         |              | 海老名市めぐみ町1-1                       |
| 相鉄海老名駅                            | 046-231-1622         |              | 海老名市めぐみ町1-2                       |
| JR海老名駅                            | 046-233-7979         |              | 海老名市扇町16-1                        |

## 介護保険制度に該当される方へ

障がいのある方は、以下のサービスを希望される場合、介護保険制度に該当される方は原則として介護保険制度でのサービス提供となりますので事前にご相談ください。

- ・要介護認定申請されている方 … 最寄りの地域包括支援センターまたは市役所介護保険課へ
  
- ・介護保険制度のサービスを既に利用されている方・・・ケアマネージャーへ
  
- 居宅介護サービス（P 1 0 参照）
- 入浴サービス（P 1 4 参照）
- 生活介護（デイサービス）及び短期入所（ショートステイ）（これらのサービスは、65歳未満の方であれば、障がいの制度も受けられます。）
- 次の福祉用具（車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、じょくそう予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、徘徊感知器、移動用リフト、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、その他複合機能を有する福祉用具）
- 住宅設備改良（P 4 6 参照）（介護保険制度と障がいの制度を併用して同時に受けられる場合もあります。）

詳細については**障がい福祉課**（☎235-4812/4813）までお問い合わせください。

当事者・家族の団体

市内には、身体障がいや知的障がい、その家族などで組織された多くの障がい者団体が活動しています。

ここでは、各団体から寄せられたPRメッセージをご紹介します。

障がい者同士の交流を深め、情報交換や勉強会、楽しいイベントや旅行などの企画も盛りだくさんです。

興味を持たれた方は、ぜひ、各団体連絡先へお電話ください。

皆様のご参加をお待ちしています！



① 海老名市身体障害者 伸生会

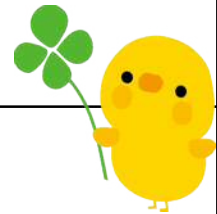
|                 |                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体<br>目的の<br>等活 | 伸生会は社会参加と自立、福祉の向上、そして親睦を図り、お互いが助け合い障害があっても明るく元気に過ごせることを目的に活動しています。                                                                                          |
| 主な<br>活動        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーツ(投げ矢)</li> <li>・フライングディスク(円盤投げ)</li> <li>・スポーツ大会への参加</li> <li>・スポーツ吹き矢</li> <li>・卓球</li> <li>・日帰り研修旅行</li> </ul> |
| 連絡<br>先         | 会長 今福 秀雄 ☎ 046-231-1702                                                                                                                                     |

② 海老名市手をつなぐ育成会(知的障害児者・本人・家族・支援者の会)

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体<br>目的の<br>等活 | 私達は、知的にハンディがあっても、幼児期、学齢期、成人期と、それぞれのステージで、その人らしく、その人の意思が尊重され、豊かに充実した毎日を送ることができるように仲間と共に様々な活動をしています。一人ではくじけそうな心も、大きな支えがあれば元気になれる！一緒に手をつなげたらうれしいです♡                                                                                                                                                       |
| 主な<br>活動        | <p>《余暇活動》<br/>一泊旅行、日帰りバス旅行、バーベキュー、ボーリング、成人を祝う会、定例会他</p> <p>《部会活動》<br/>◆なかまの会: 当事者の会で自主的にボランティア活動、旅行、ゲーム、映画、カラオケ、シンポジウムを企画、参加しています。<br/>◆教育部: 学齢期の親と子の会で、施設見学や市教育委員会との懇談会、お母さん談話室、余暇活動等実施</p> <p>《要望活動》<br/>国や県、海老名市に対して毎年要望書を提出</p> <p>《障がい者雇用の場》<br/>ともしびショップぱれっとの運営(市役所1階の喫茶スペースで障がい者4名が働いています。)</p> |
| 連絡<br>先         | <p>会 長 藤田 精子 ☎&amp;FAX 046-239-2297<br/>email <a href="mailto:seiko-11922@kg7.so-net.ne.jp">seiko-11922@kg7.so-net.ne.jp</a></p> <p>副会長 丸山 昌子 ☎&amp;FAX 046-235-1061</p> <p>副会長 中村 とも子 ☎ 046-233-8882</p>                                                                                              |

### ③ 海老名市自閉症児・者親の会

|                                        |                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>団<br/>体<br/>的<br/>等<br/>活<br/>動</b> | 海老名市在住の自閉症スペクトラム(自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群及びそれに類似する症状の子どもを持つ親の会です。<br>福祉情報の交換や障がい理解のための勉強会、啓発活動をしています。                                                              |
| <b>主<br/>な<br/>活<br/>動</b>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会(月1回)</li> <li>・講演会、勉強会、作品展</li> <li>・施設見学、学校見学</li> <li>・本人支援活動(宿泊、バスハイク、音楽余暇 他)</li> <li>・会報発行、要望書提出 他</li> </ul> |
| <b>連<br/>絡<br/>先</b>                   | HP <a href="http://ebinayamabiko.server-shared.com/">http://ebinayamabiko.server-shared.com/</a><br>会長 長谷 利江 ☎ 046-234-4140                                    |



### ④ 海老名市肢体不自由児者と父母の会

|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>団<br/>体<br/>的<br/>等<br/>活<br/>動<br/>目<br/>的</b> | 海老名市在住の肢体不自由児者とその家族、及び本会の趣旨に賛同する者の団体であり、昭和47年に発足以来、44年間活動してきております。肢体不自由児者の育成と相互慰安(会員同士の精神的ケア)、及び福祉政策の向上のため、行政への要望・提言、関係諸団体(福祉事業者、県・国の上部組織、他の障がい者団体)との交流、などを活動目的としています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>主<br/>な<br/>活<br/>動</b>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・みんなといっばい遊びたい</li> <li style="width: 50%;">・自分の力で生活したい</li> <li style="width: 50%;">・みんなといっばい勉強したい</li> <li style="width: 50%;">・働く場が欲しい</li> <li style="width: 50%;">・車いすでどこへでも行きたい</li> </ul> <p>上記を実現すべく、幼児期、就学、就労、自立、医療を伴う療護、親亡き後と、一生涯の全ステージにおいて、肢体不自由児者が安心して暮らせるように家族・支援者と共に励まし合いながら活動しています。</p> <p>定例運営会(毎月一回)、イベントの実施・参加(慰安旅行、制度研修、施設見学、普及啓発活動として、愛と友情の絵葉書寄付金活動、事業者とのバザー、行政と共に障がい者運動会・こころのバリアフリー活動等)を行っています。</p> |
| <b>連<br/>絡<br/>先</b>                               | 会長 光延 卓真      携帯 080-5380-1384                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 聴覚障がい者の皆様へ ～手話通訳・要約筆記派遣制度ご利用申請について～

~~~~~

公的機関や医療機関に行くとき、公的機関等の主催等を行う講習会に出席するときなど、手話通訳・要約筆記を頼みたい場合は、海老名市の手話通訳要約筆記派遣制度を「無料」で利用できます。

[対 象] 聴覚、音声、言語機能障がい身体障害者手帳をお持ちの方

[利 用 方 法]

1. AまたはBの方法で申請してください。

A. ファクス申請

申請書に依頼事項を記入し、障がい福祉課へファクスで送信。

申請書はホームページにてダウンロードできます。（下記QRコードのページ下部よりダウンロードしてください。）または、市役所1階8番窓口にてお渡しします。



(申請書ダウンロード)

B. オンライン申請

サイトにアクセスして依頼事項を入力し、送信。（パソコンおよびスマートフォンのみ対応）

<オンライン申請の手順>

① 下記QRコードより、「オンライン申請サイト」にアクセス



(オンライン申請サイト)

② アカウントにログイン又はメールアドレスを入力する。

※アカウントへログインをする場合は、アプリケーションのインストールが必要です。

※メールアドレスを入力後、noreply@mail.graffer.jp からメールが届きます。メール内のURLにアクセスし、申請を行ってください。

③ 各申請項目に必要事項を入力し、送信。

④ 申請完了及び市での受付が完了した際は、登録されたメールに通知します。

2. 障がい福祉課で通訳者に連絡し、調整します。

3. 通訳者が決定したら、利用者に通訳者派遣決定通知書を送信いたします。

4. 通訳が終わりましたら、利用者通訳者で終了時間を確認してください。

[注 意 事 項]

・ファクスおよび電子申請の受付はいつでもできます。

ただし、通訳者の調整は月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）の午前8時30分から午後5時までです。

・申し込みは、原則として実施日の1週間前までにお願いします。



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

発行 海 老 名 市

編集 海老名市保健福祉部障がい福祉課

〒 243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

電話 (046) 235-4812・4813 (直通)

FAX (046) 233-5731 (直通)

発行年月 令和6年4月 (印刷：令和6年4月)